



令和8年度入札・契約方針（業務）について

国土交通省 中国地方整備局

目次と令和8年度の対応

赤字：令和8年度変更箇所

1 競争性の確保

◆ 業務の入札・契約方式	・・・ 4
◆ 発注方式の選定フロー	・・・ 6
◆ 業務内容に応じた発注方式の選定	・・・ 7
◆ 入札方式の手続フロー	・・・ 15
◆ 発注方式と試行の組合せ表	・・・ 16
◆ 参加表明者等に求められる資格	・・・ 18
◆ 選定・指名段階の評価（評価項目及びウェイト）	・・・ 25
若手優秀技術者表彰	・・・ 30
◆ 特定・入札段階の評価（評価項目及びウェイト）	・・・ 32
◆ 海外業務実績の評価	・・・ 36
◆ 参加表明書の提出者が一者である場合等の取扱	・・・ 37
◆ 総合評価落札方式の算出方法	・・・ 38
◆ 技術評価点の見直し（調査設計業務のみ）	・・・ 40

2 品質確保

◆ 価格競争入札方式における低入札者対策	・・・ 42
◆ 業務における設計共同体の取扱い	・・・ 44
◆ 民間資格の登録制度（国土交通省登録資格）の活用	・・・ 45
◆ 国土交通省登録資格との組合せ評価の試行	・・・ 48
◆ 工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度	・・・ 49
◆ 地域特性を踏まえた検討の試行	・・・ 51

目次と令和8年度の対応

赤字：令和8年度変更箇所

3 働き方改革

- ◆ **【企業評価】賃上げ実施表明企業の評価【変更】** ……54
- ◆ 加算点通知と参考資料の提出を求める試行 ……56
- ◆ 一括審査方式の試行 ……57
- ◆ 技術提案簡素化型の試行 ……59

4 生産性の向上

- ◆ 中国インフラDX表彰の評価 ……61

5 担い手確保

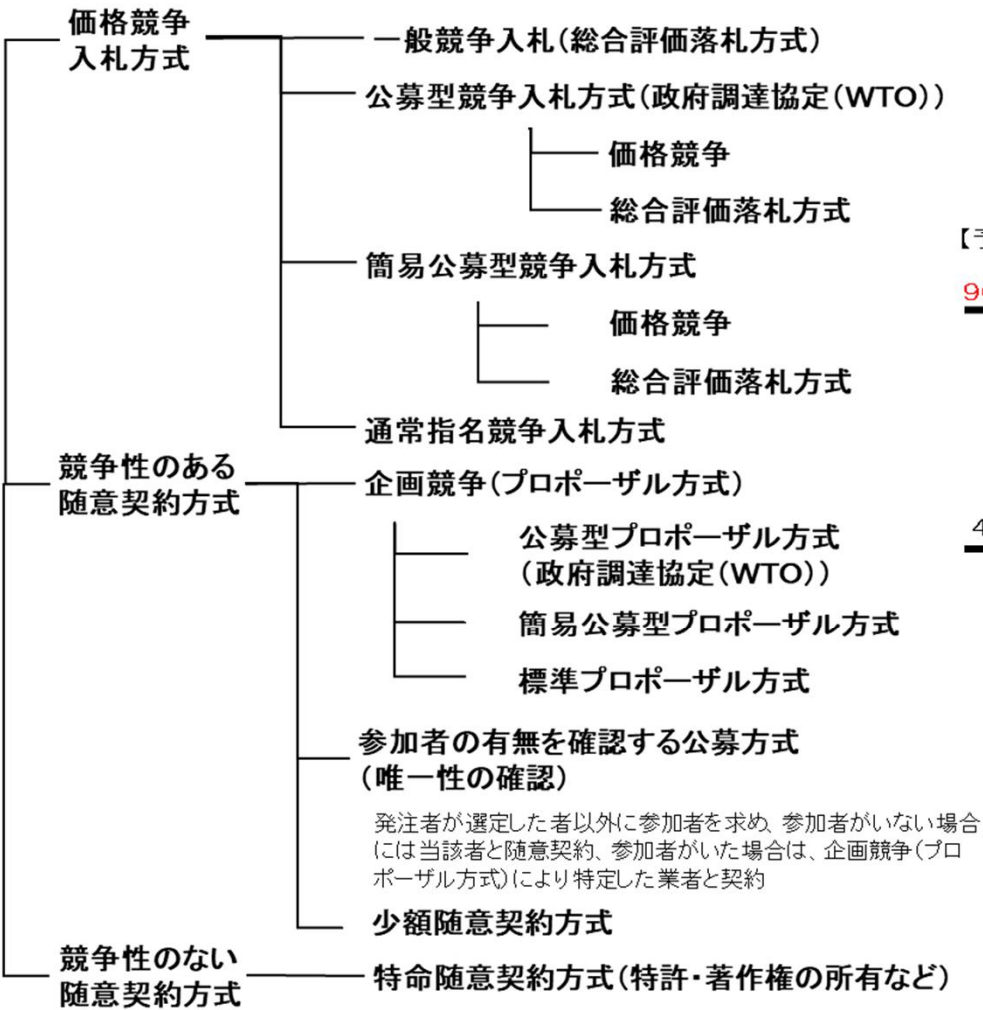
- ◆ ワーク・ライフ・バランス等促進企業を評価する取組 ……63
- ◆ **地域要件の設定（地域建設コンサルタント等への配慮）** ……64
- ◆ **業務チャレンジ型の試行【変更】** ……65
- ◆ 地元企業の受注機会を拡大（JV評価の導入） ……67
- ◆ 若手技術者育成支援制度の試行 ……68
- ◆ 地方自治体（県）発注業務の業務成績評価 ……70
- ◆ 手持ち業務量の制限 ……71
- ◆ 部分引渡しの適正な運用による手持ち業務量 ……72
- ◆ 手持ち業務量の制限見直しによる受注機会の拡大 ……73

1 競争性の確保

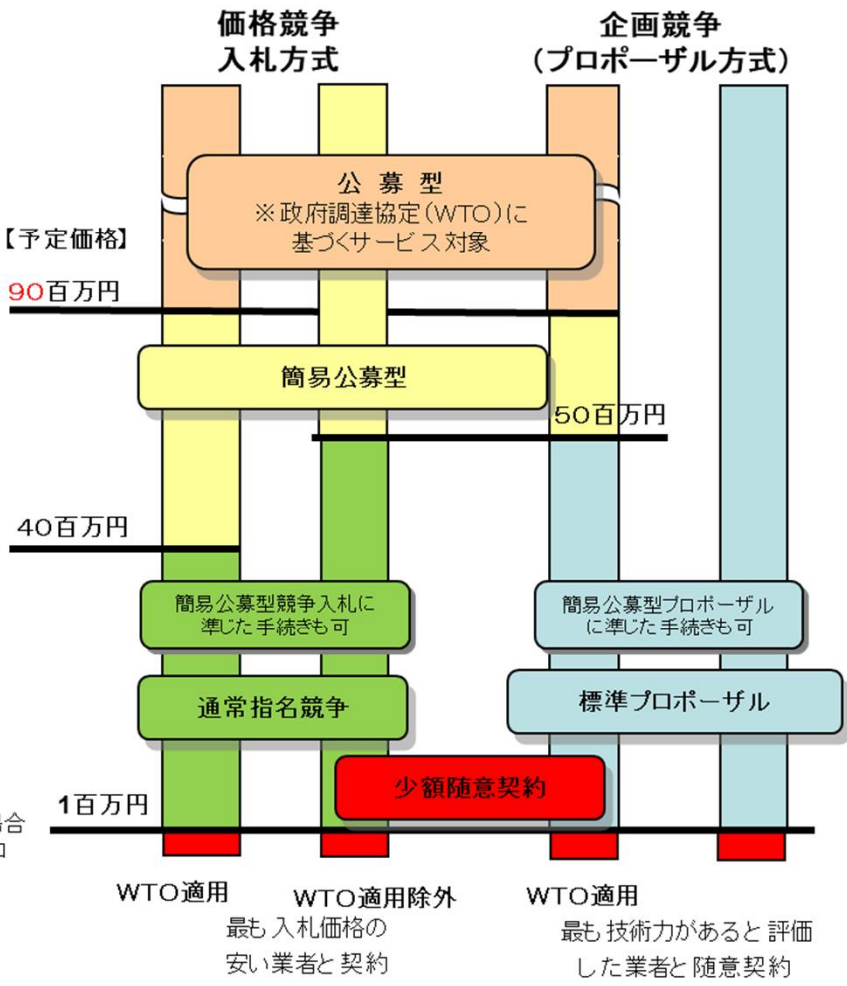
■ 政府調達自主的措置における基準額の邦貨換算額に基づくWTO基準額は90百万円
◇ 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結される調達契約の適用額が、令和8年1月30日に財務省告示第28号で告示された。

業務の入札・契約方式

◆ 業務の入札契約方式は、以下のとおりである。

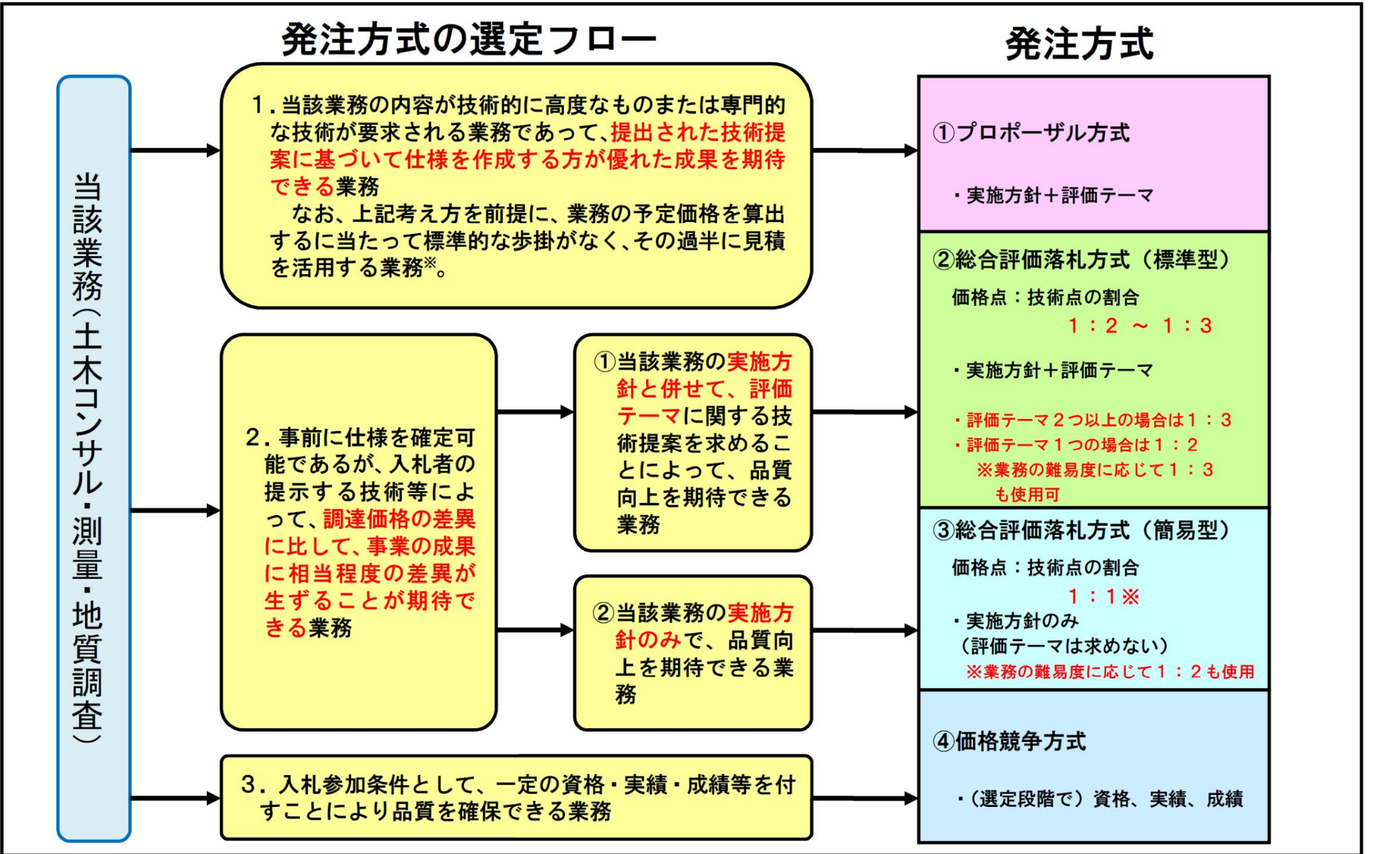


価格別入札・契約方式



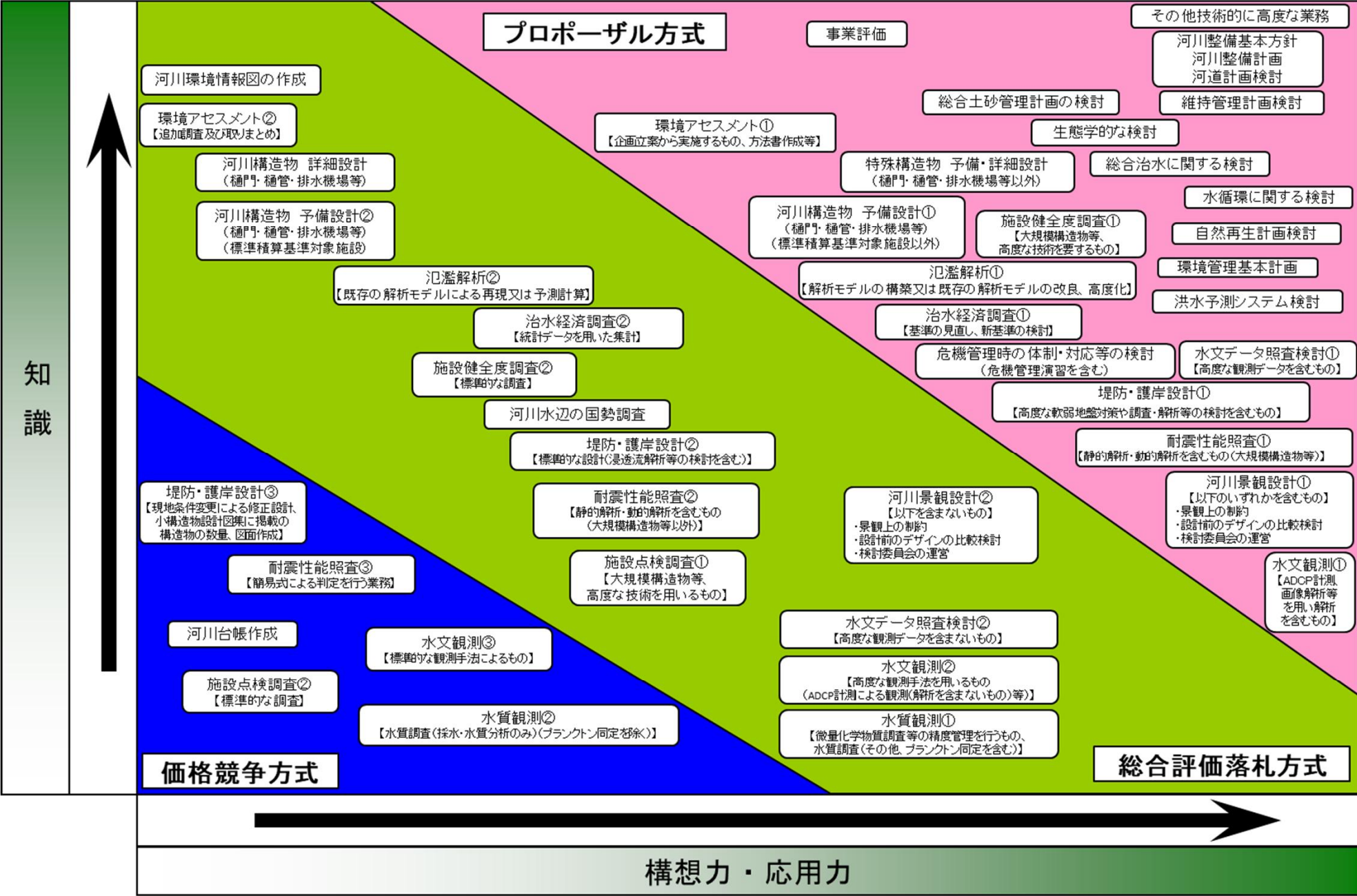
方 式		内 容	
価格競争	一般競争	総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	競争参加資格確認申請書提出者のうち参加資格を有している全ての企業から価格以外の要素(品質)について技術提案の提出をもとめ、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約する方式。 【適用範囲:発注者支援業務等において試行】
	公募型競争入札		指名業者の選定に当たり、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則10者を指名競争する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が 9,000万円 以上】
		価格競争方式	価格のみを評価し、最低価格入札者を相手方とし、契約締結する方式。
		総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率 : 3:1～1:1)
	簡易公募型競争入札		公募型競争入札方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から幅広く求め原則10者を指名する手続方式。 【適用範囲:原則として予定価格が4,000万円以上～ 9,000万円 未満】
		価格競争方式	価格のみを評価し、最低価格入札者を相手方とし、契約締結する方式。
		総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率 : 3:1～1:1)
通常指名方式		企業の実績・過去の成績等で10者を指名する手続き方式。	
企画競争	公募型プロポーザル		業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績・業務体制)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則3～5者程度選定し、更に技術提案書を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が 9,000万円 以上】
		総合評価型	技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価することにより、建設コンサルタント等を特定する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める。)
	簡易公募型プロポーザル		公募型プロポーザル方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績・業務実施体制)を求め、原則としてそのうち3～5者程度を選定し、更に技術提案書の提出を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続方式。 【適用範囲:原則として予定価格が5,000万円以上～ 9,000万円 未満(WTO調達業務の場合)】
		総合評価型	公募型プロポーザル方式に同じ。
	標準プロポーザル		予め、企業の実績・過去の成績等で5者を選定し、技術提案書の提出を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続方式。
		総合評価型	公募型プロポーザル方式に同じ。

5

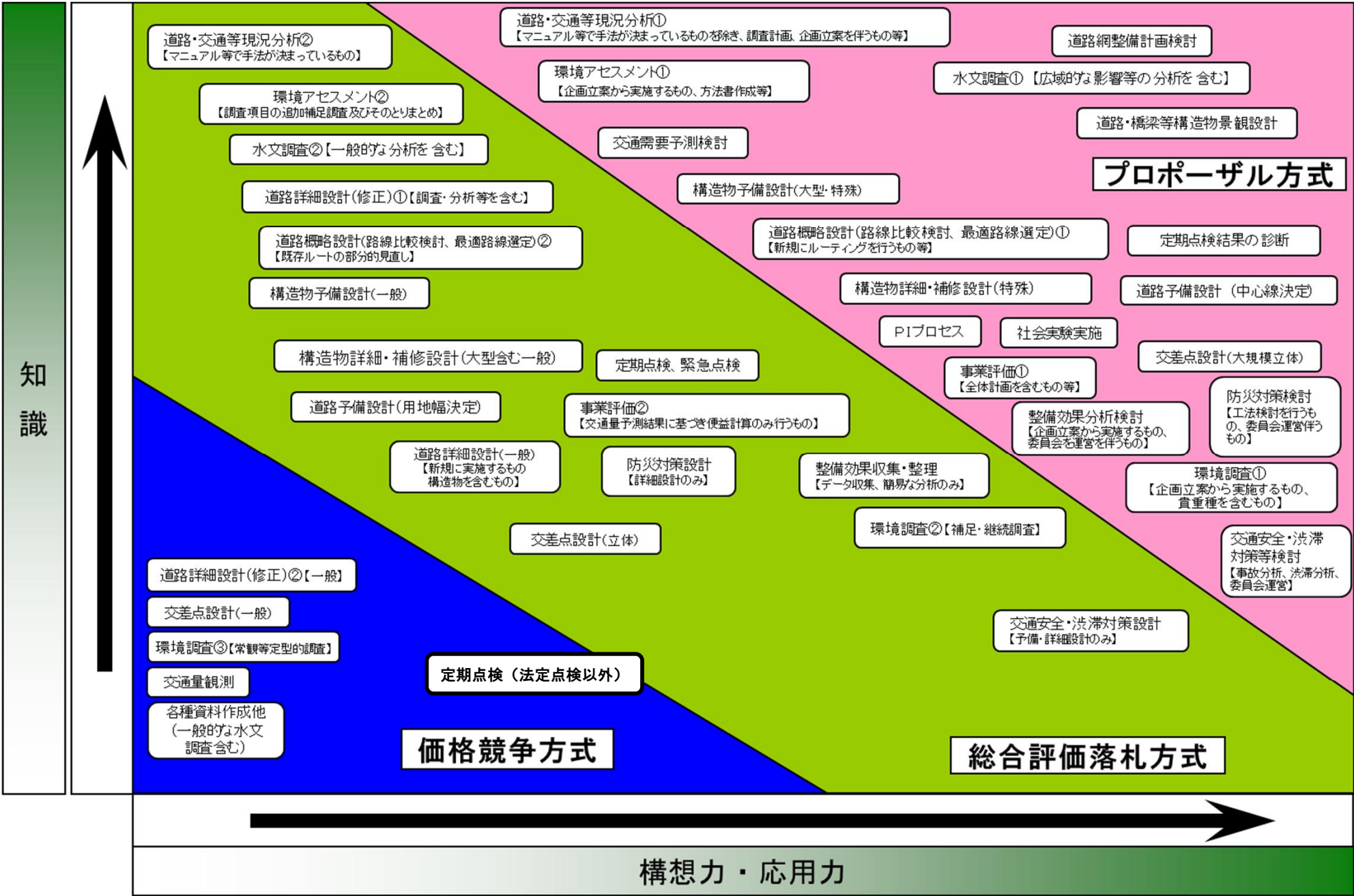


※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

【河川事業】



【道路事業】

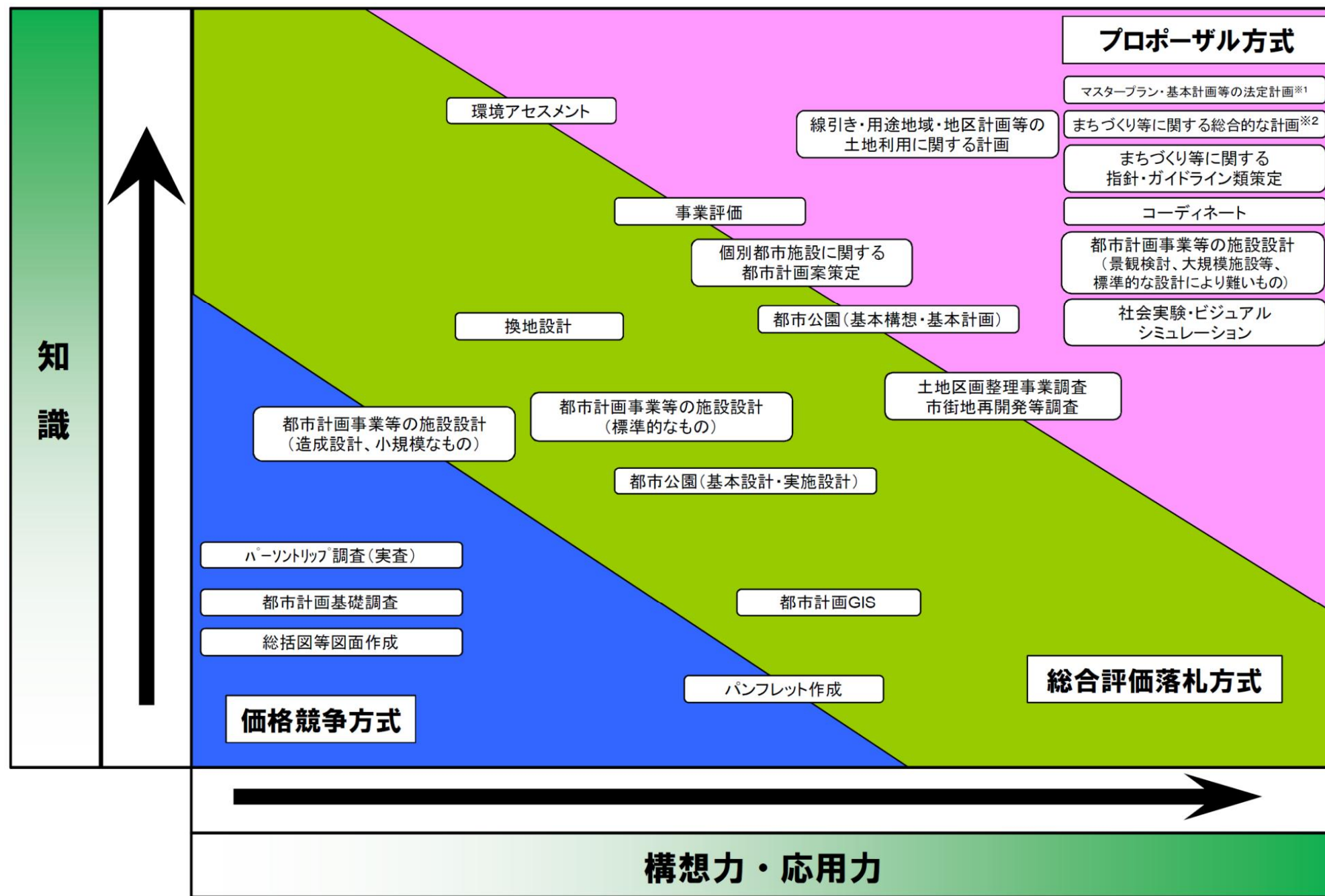


プロポーザル方式

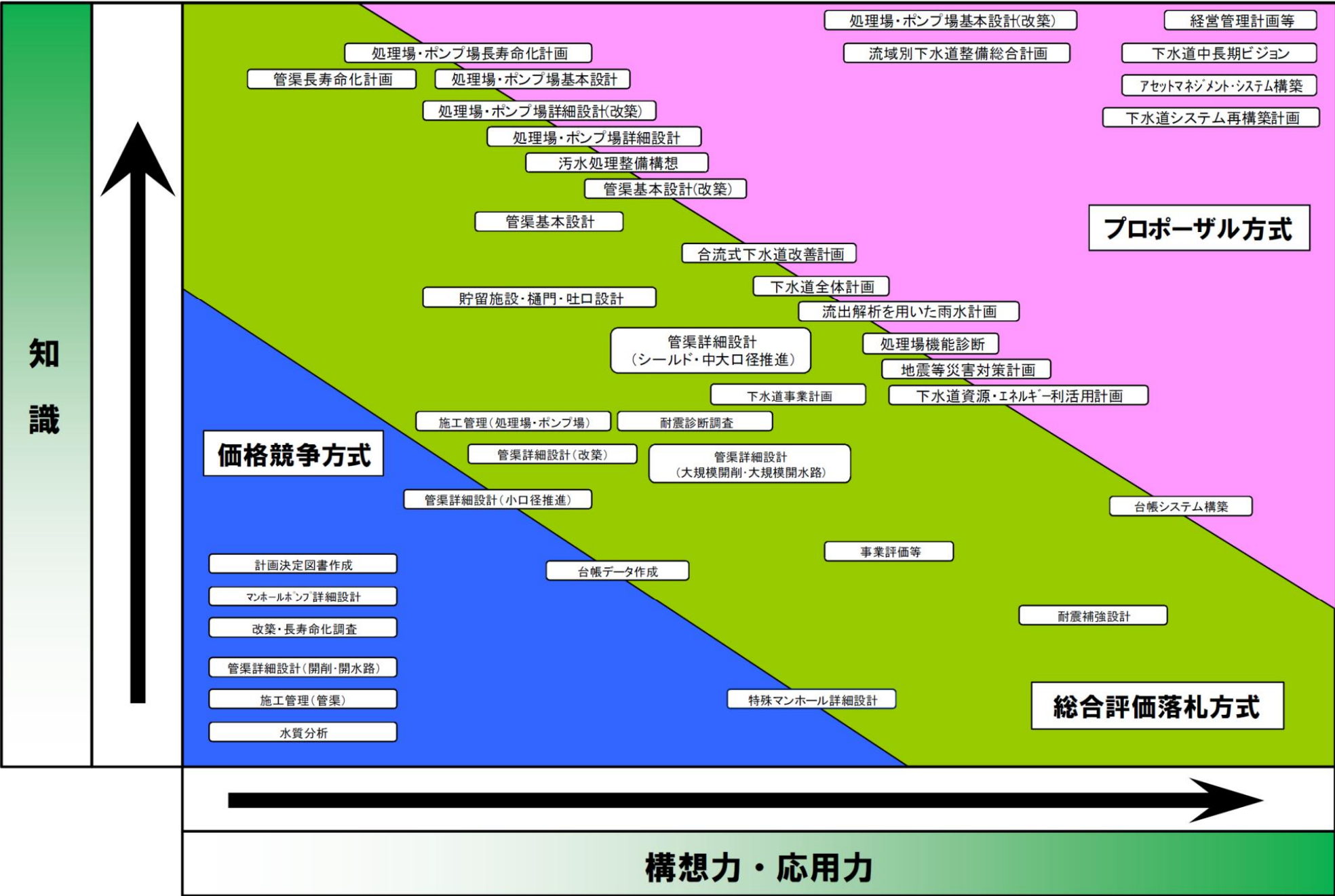




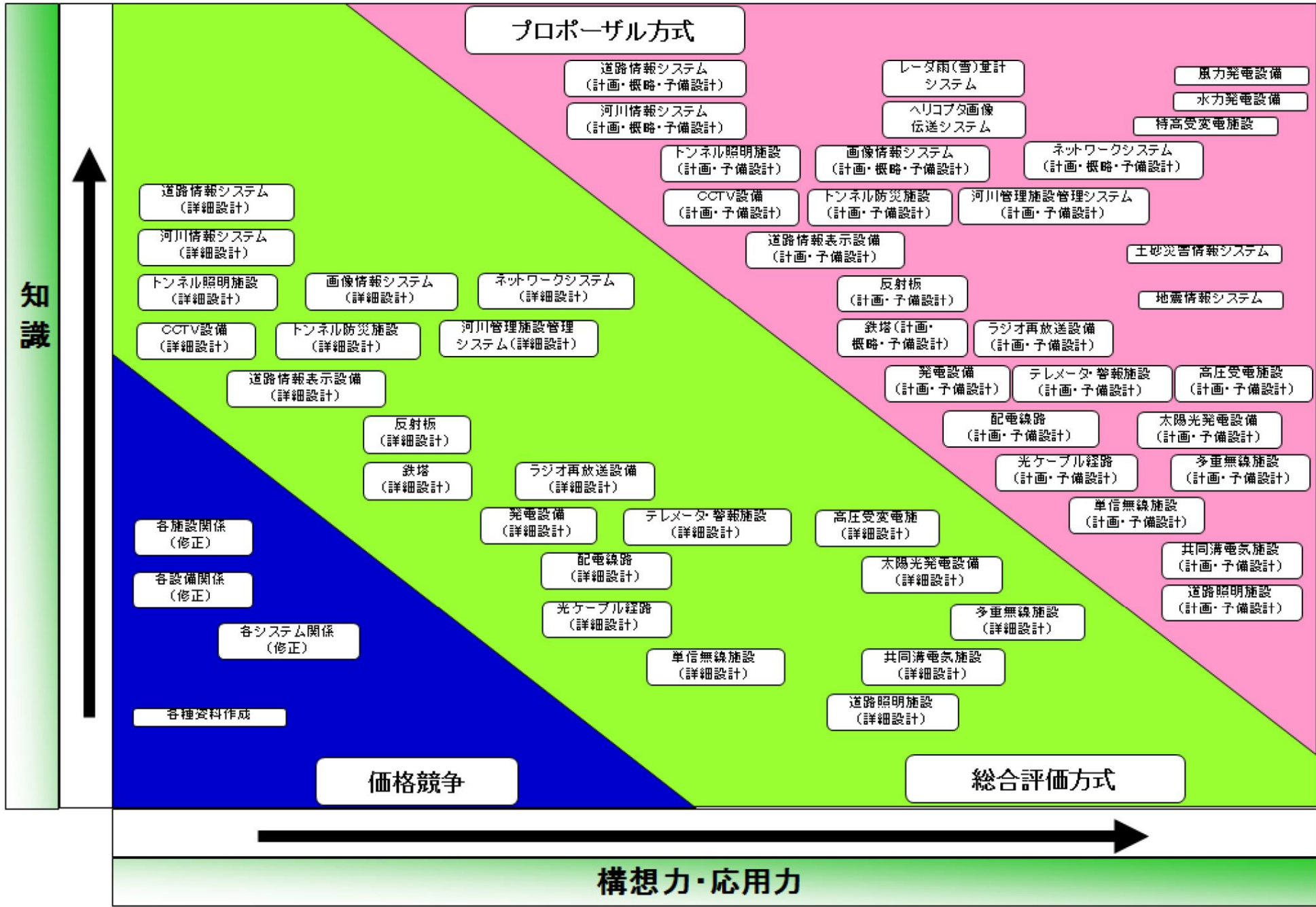
【都市計画】



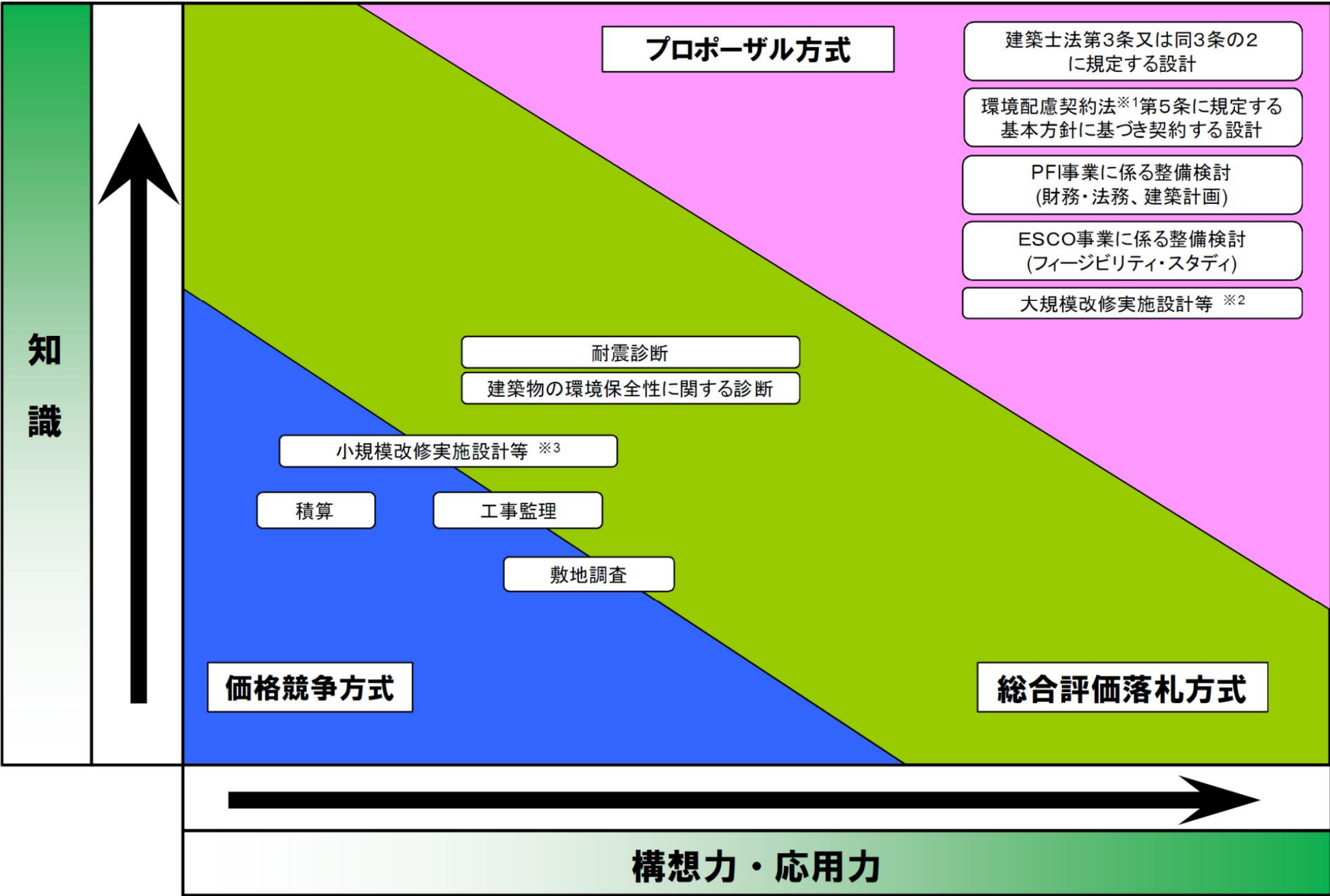
【下水道事業】

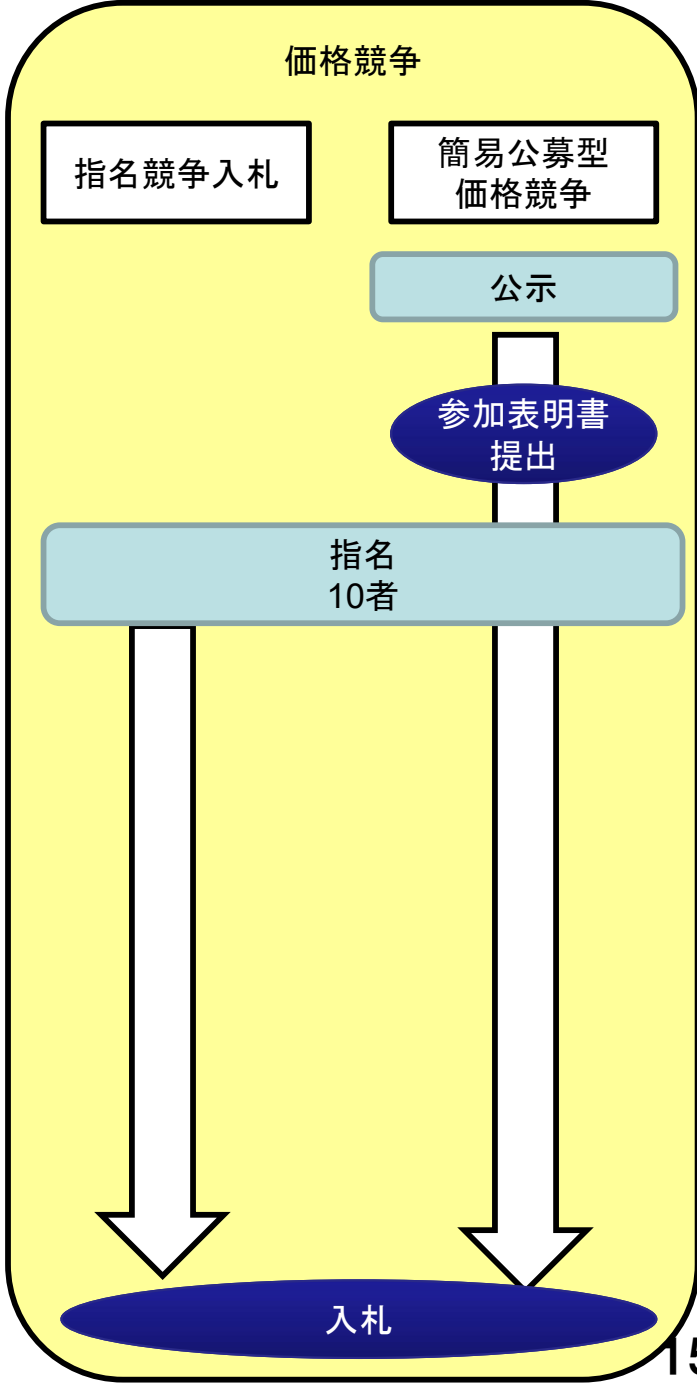
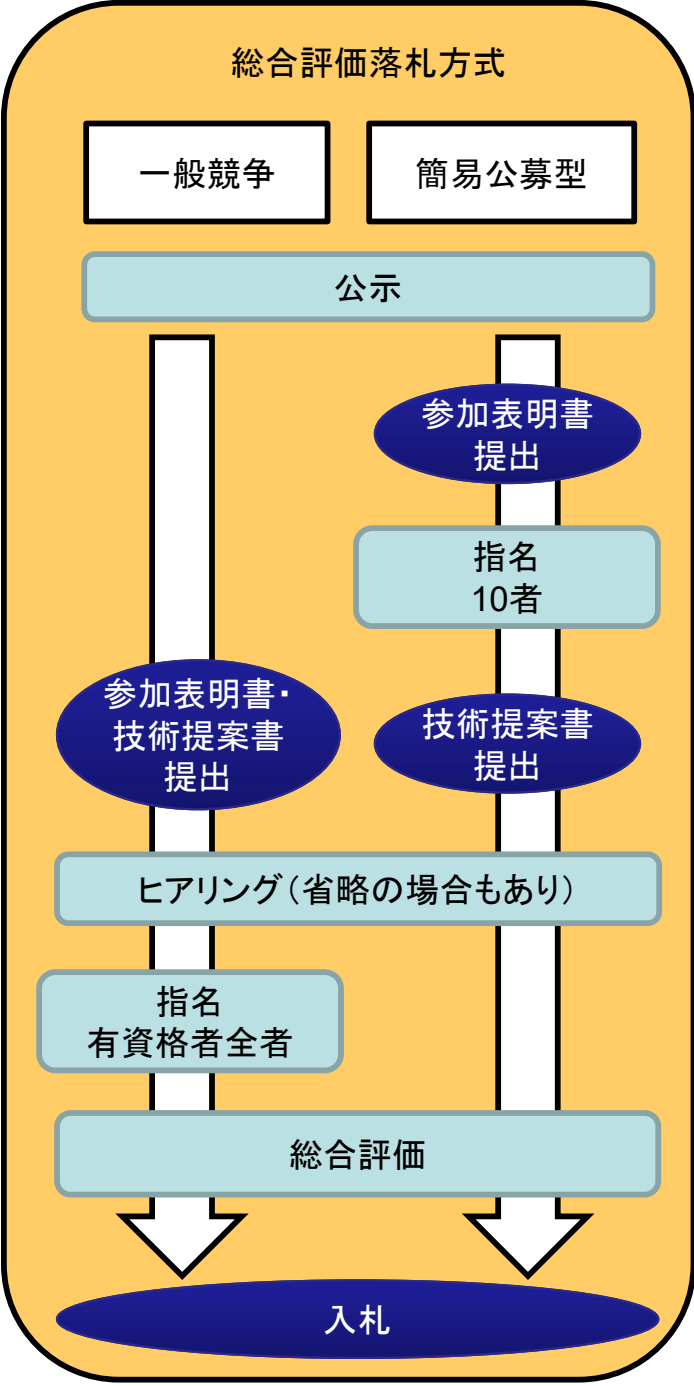
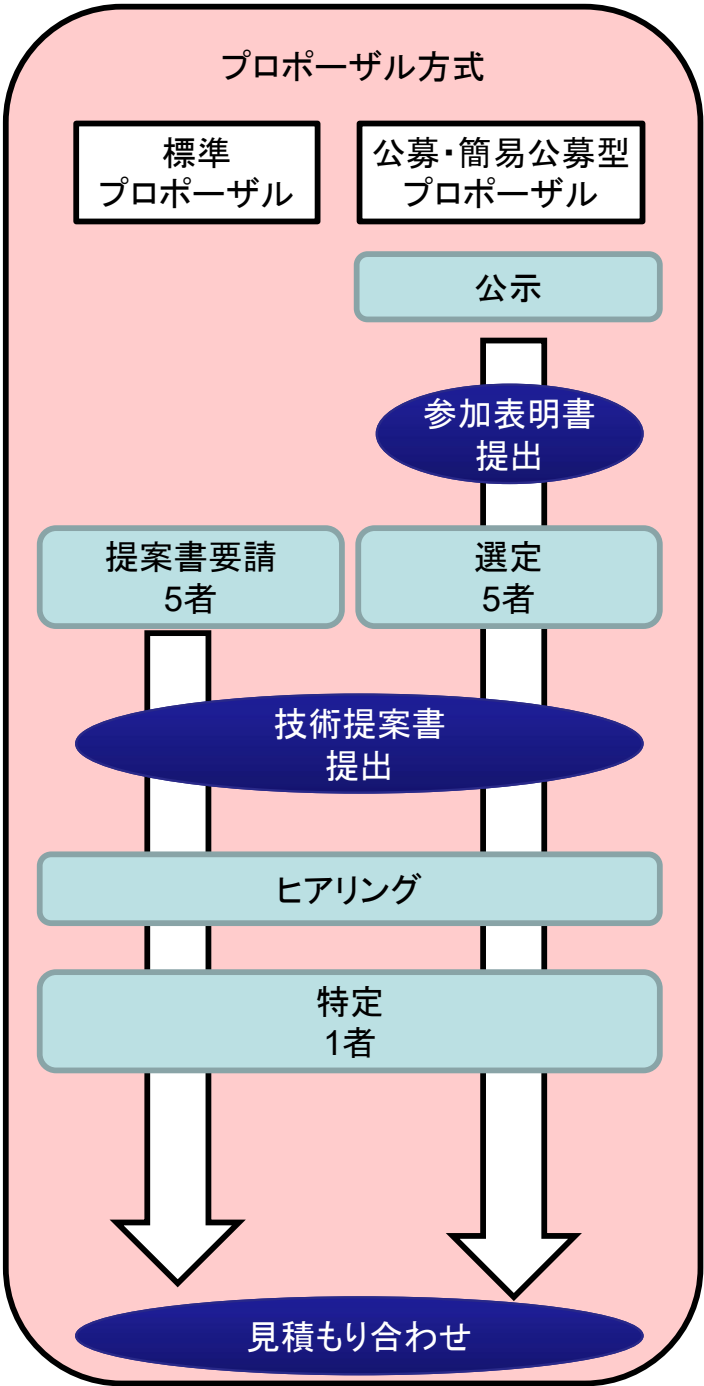


【電気通信】



【建築】





- ◆ 具体例①: プロポーザル方式により発注を行う場合
 - 国交省登録資格との組合せ評価、地元企業参加型JVの試行を組み合わせで発注
- ◆ 具体例②: 総合評価落札方式(1:1)により発注を行う場合
 - 国交省登録資格との組合せ評価、工事の設計サポート登録制度、地元企業参加型JV、若手技術者育成支援制度、一括審査方式、技術評価点の見直しを組み合わせで発注

難

易

発注方式\試行	1. 国交省登録資格との組合せ評価	2. 工事の設計サポート登録制度	3. 地元企業参加型JV	4. 若手技術者育成支援制度	5. 一括審査方式	6. 技術評価点の見直し
①プロポーザル方式	○	×	○	×	×	×
地域特性を踏まえた検討	○	×	×	×	×	×
②総合評価落札方式(1:3)	○	○	○	○	×	×
③総合評価落札方式(1:2)	○	○	○	○	×	×
④総合評価落札方式(1:1)	○	○	○	○	○	○ (対象:調査設計業務のみ)
業務チャレンジ型【Ⅰ型】 (予定価格20百万円以上)	×	×	○	○	○	×
業務チャレンジ型【Ⅱ型】 (予定価格20百万円未満)	×	×	○	○	○	×
技術提案簡素化型 (予定価格30百万円未満)	×	×	○	○	○	×

試行リスト	試行の内容	業務の例
地域特性を踏まえた検討	地域要件に「県内本店」を設定し、地域に精通した地域企業による地域特性を踏まえた検討により品質向上を促進させる	地域特性を踏まえた検討により設計の円滑化・品質向上が期待できる業務 ※ 地元住民等との調整が多い業務など
業務チャレンジ型【Ⅰ型】	新規参入企業が不利となる業務成績や表彰を評価せず、災害協力や災害協定の締結などを評価する（20 百万円以上）	比較的技術的難易度が低い業務、一定の成果品質が期待できる業務 ※ 一般構造物設計業務、測量業務、地質調査業務など
業務チャレンジ型【Ⅱ型】	新規参入企業が不利となる業務成績や表彰を評価せず、地域内本店の有無も評価する（20 百万円未満）	
技術提案簡素化型	技術提案の一部（実施フロー、代替案・重要事項等）を省略し、1 千文字程度の提案内容に留める（30 百万円未満）	技術提案内容がある程度定型化される業務 ※ 一般構造物設計など
国土交通省登録技術者資格との組合せ評価	管理技術者又は担当技術者の資格要件において、技術士・博士等のほか、国土交通省登録資格も保有する場合に組合せ加點評価する	専門分野の高度な知識が求められる業務 ※ 構造物点検業務など
工事の設計サポート登録制度	工事の設計サポート登録制度に基づくサポート実績を加點評価する。	- 専門分野の高度な設計技術が求められる業務 ※ 構造物設計業務など
地元企業参加型 JV	地元企業との JV 構成により競争参加した場合に、参加表明者及び担当技術者（地元企業）を加點評価する	地元企業が得意とする分野が含まれる業務 ※ 測量・地質調査を含む一般構造物設計業務、点検・観測業務など
一括審査方式	同一時期に同種業務を発注する場合、同じ手続きにより一括で技術提案の審査を行う	- 同一の技術提案で技術力を評価できる業務 ※ 一般構造物設計業務、測量業務、地質調査業務など
技術評価点の見直し	配置技術者の技術評価点を見直しするもの（80 点満点→81 点満点）	総合評価落札方式（簡易型・標準型）で発注する調査設計業務 ※ 設計業務、点検業務、環境調査業務など

- ◇評価項目
- ①標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
 - ②追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目

評価項目				プロポーザル方式 (簡易公募型)	総合評価落札方式	簡易公募型価格競争	
資格要件	入札参加者に 要求される資格	資格等	資格等(単体企業)	予決令第98条において準用する第70、71条の規定	◎	◎	◎
				競争参加資格の認定	◎	◎	◎
				更生手続開始の申立	◎	◎	◎
				指名停止の措置	◎	◎	◎
				警察当局からの排除要請	◎	◎	◎
				地域要件(当該地域内の本店等の有無)	—	○	○
		資格等(設計共同体)	設計共同体の認定	◎	◎	◎	
		資格等(共通)	入札に参加しようとする者間の資本関係・人的関係	◎	◎	◎	
		資格・実績等	成果の確実性	同種又は類似業務の実績	◎	◎	◎
				実績として挙げた個々の業務成績	◎	◎	◎
	経営力		履行保証能力	○	○	○	
			瑕疵担保力	○	○	○	
	成績・表彰	成果の確実性	過去2年間の同じ業務区分の業務成績	◎	◎	◎	
	予定管理技術 者の資格要件	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	◎	◎
				過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎	◎	◎
			業務執行技術力	実績として挙げた個々の業務成績	◎	◎	◎
		成績・表彰	業務執行技術力	過去4年間の同じ業務区分の業務成績	◎	◎	◎
		専任制		手持ち業務量	◎	◎	◎
				雇用関係	◎	◎	◎

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(1) 入札参加者に要求される資格(資格等)

必須事項

選択事項

① 資格等(単体企業)

ア. 予決令第98条において準用する第70、71条の規定

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ. 競争参加資格の認定

- 中国地方整備局における令和7・8年度〇〇業務【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務／測量業務／建築関係コンサルタント業務／補償関係コンサルタント業務】に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

ウ. 更生手続開始の申立

- 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

エ. 指名停止の措置

- 参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ. 警察当局からの排除要請

- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ. 地域要件(追加項目:総合評価落札方式、簡易公募型価格競争のみ)

- 〇〇県内に本店、支店又は営業所があること。

(1) 入札参加者に要求される資格(資格等)

必須事項

選択事項

② 資格等(設計共同体)

ア. JVの認定

- ①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、中国地方整備局長から設計共同体としての競争参加者の資格の認定を開札時点において受けているものであること。

③ 資格等(共通)

ア. 入札に参加しようとする者間の資本関係・人的関係

- 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得に抵触しない。

※記載は次頁参照

[1] 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

[2] 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

[3] その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記[1]又は[2]と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 参加表明書の提出者に対する要件(資格・実績等、成績・表彰)

必須事項

選択事項

① 同種又は類似業務の実績

- ▶ 同種又は類似業務について平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務【過去10年】において、1件以上の実績を有すること。
 - ▶ 過去に研究実績を有すること。
 - ▶ 同じ業種区分の有資格者の組合せによる設計共同体にあっては「全ての構成員について1件以上の実績」、異なる業種区分の有資格者の組合せによる設計共同体にあっては「代表者のみについて1件以上の実績」を有すること。
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価

② 実績として挙げた個々の業務成績

- ▶ 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。

③ 同じ業務区分の業務成績

- ▶ 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の令和〇年度から令和〇年度までの間【過去2年程度】に完了した「主な業務の内容:〇〇業務／業務分野:〇〇部門」【業務内容に応じて設定】のテクリス平均評定点が60点以上であること。

④ 履行保証能力(追加項目)

- ▶ 自己資本比率が10%以上であること。

⑤ 瑕疵担保力(追加項目)

- ▶ 賠償責任保険に加入していること。

(3) 配置予定技術者(管理・照査技術者、主任技術者)に対する要件

(資格・実績等、成績・表彰、専任制)

必須事項

選択事項

① 技術者資格等、その専門分野の内容

➤ 以下の何れかに該当する資格保有者とする

(土木コンサルタント業務、地質調査業務)

ア) 技術士(総合技術監理部門:建設〇〇-〇〇、〇〇部門:〇〇)【業務に該当する部門】

イ) 国土交通省登録技術者資格(施設分野:〇〇-業務:〇〇)

ウ) RCCM(〇〇)【業務に該当する部門】

エ) 土木学会認定技術者(特別上級土木技術者(〇〇)又は上級土木技術者(〇〇)

又は1級土木技術者(〇〇))【業務に該当する部門】

※必要に応じて追加する資格

オ) 博士(〇〇の研究実績)【研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務】

カ) コンクリート診断士者【コンクリート構造物の維持・修繕関係業務】

キ) 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕関係業務】

ク) 地質調査技士【注:現場作業のある地質調査業務】

(測量業務)

測量士【必須要件】

(3) 配置予定技術者(管理・照査技術者、主任技術者)に対する要件

必須事項

選択事項

②同種又は類似業務の実績

- 同種又は類似業務について平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務【過去10年】において、1件以上の実績を有すること。
 - 同種又は類似業務をマネジメントした実務経験。
 - 過去に研究実績を有すること。
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価

②-2実績として挙げた個々の業務成績

- 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。

③同じ業務区分の業務成績

- 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の令和〇年度から令和〇年度までの間【過去4年程度】に完了した「主な業務の内容:〇〇業務／業務分野:〇〇部門」【業務内容に応じて設定】のテクリス平均評定点が60点以上であること。

④手持ち業務量(予定価格が500万円以上)

- 手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものも含む)の契約金額が5億円未満かつ10件未満。
ただし、手持ち業務の中に低価格での受注業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件になる。

⑤直接的な雇用関係

- 直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、参加表明書の提出日において参加表明者と雇用関係にあることをいう。

選定・指名段階の評価（評価項目及びウェイト）

継 続

- ◇評価項目
 - ①標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
 - ②追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準
 - ①各評価項目：3～5段階程度で評価する
 - ②同評価の場合：5者を超えて選定（又は10者を超えて指名）する
- ◇選定・指名者数
 - ①選定数：プロポーザルでは5者を選定
 - ②指名数：総合評価落札方式、簡易公募型価格競争では10者を指名

評価項目					プロポーザル方式 (簡易公募型)			総合評価落札方式			簡易公募型価格競争		
					適用	ウエイト	標準配点	適用	ウエイト	標準配点	適用	ウエイト	標準配点
選定・指名段階	参加表明企業の 経験及び能力	資格・実績等	技術登録部門	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	15%	5	◎	15%	5	◎	15%	5
			成果の確実性	同種又は類似業務等の実績の有無	◎		9.5	◎		9.5	◎		9.5
			ワークライフバランス等促進		◎		0.5	◎		0.5	◎		0.5
			迅速性	迅速性	○		—	○		—	○		—
			地域貢献度	災害支援協定の有無	—		—	○		—	○		—
			経営力	履行保証力	○		—	○		—	○		—
				瑕疵担保力	○		—	○		—	○		—
				遵法性	○		—	○		—	○		—
		成績・表彰	成果の確実性	同じ業務区分の業務成績	◎	35%	30	◎	35%	30	◎	35%	30
				業務表彰の有無	◎		5	◎		5	◎		5
	小 計					50%	50		50%	50		50%	50
	配置予定管理技 術者の経験及び 能力	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15%	5	◎	15%	4	◎	15%	5
			業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の有無	◎		10	◎		9	◎		10
			若手技術者	若手技術者	—		—	◎		2	—		—
			地域精通度	地域精通度	○		—	○		—	○		—
		成績・表彰	業務執行技術力	同じ業務区分の業務成績	◎	35%	30	◎	35%	30	◎	30%	30
				業務表彰の有無	◎		5	◎		5	○		—
				当該部門の従事期間	○		—	○		—	○		—
		手持ち業務量				—	0%	—	—	0%	—	◎	5%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(1) 参加表明者の経験及び能力（資格・実績等）

必須事項

選択事項

①当該部門の建設コンサルタント登録等

- ① 当該業務に関する部門（〇〇部門）【業務内容に応じて設定】の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）あり。公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。
- ② ①の登録がない。

②同種又は類似業務の実績

- ① 平成〇年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した同種業務の実績がある。過去に〇〇に関する研究実績がある。
- ② 平成〇年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した類似業務の実績がある。

③ワーク・ライフ・バランス等促進

- ① 厚生労働大臣が認定する「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」、「ユースエール」のいずれかの認定を受けている。
- ② ①に該当しない。

③迅速性（追加項目）

- ① 当該地整内の常駐技術者〇人以上。【人数及び技術者の資格は業務内容に応じて適宜設定】
- ② ①に該当しない。

(1) 参加表明者の経験及び能力(資格・実績等)

必須事項

選択事項

④災害支援協定の有無及び活動実績(追加項目)

※総合評価落札方式及び予定価格30百万円未満の価格競争入札方式で適用可

- ① 平成○年度以降【過去10年】に当該地域(当該県・○○県)管内での災害協定に基づく活動実績あり。
- ② 参加表明書提出期限日において当該事務所と災害支援協定を締結している者。
- ③ ①②に該当しない。

⑤履行保証能力(追加項目)

- ① 自己資本比率が○%【25%を標準とする】以上。
- ② ①③に該当しない。
- ③ 自己資本比率が△%【10%を標準とする】未満。

⑥瑕疵担保力(追加項目)

- ① 保険金額○万円【5,000万を標準とする】以上の賠償責任保険に加入。
- ② ①③に該当しない。
- ③ 賠償責任保険に未加入。

⑦遵法性(追加項目)

- ① 過去○年【1年を標準とする】以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし。
- ② 過去○年【1年を標準とする】以内に、公正取引委員会からの排除勧告実績がある。

なお、過去○年間の判断は排除勧告を受けた日の翌日より○年間【1年を標準とする】が、本業務の公示日から参加表明書提出期限日の間にかかる場合とする。

(2) 参加表明者の経験及び能力（成績・表彰）

必須事項

選択事項

① 同じ業務区分の業務成績

国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の令和○年度から令和○年度までの間【過去2年】に完了しテクリスに登録された○○部門【業務内容に応じて設定】の平均業務評定点。

- ① 80点以上
- ② 79点～70点（平均業務評定点に応じて比例配分）

※海外業務実績の評価【プロポーサル方式・総合評価落札方式のみ】

国内実績がない場合は、中国地方整備局における対象業種の平均点に対する評価点の1／2評価。

※地方自治体（県）発注業務の業務成績の評価【簡易公募型競争入札方式、総合評価落札方式（簡易型）のみ】

国土交通省業務の実績（企業2年間）がない場合は、地方自治体（県）発注の業務成績に対する評価点の1／2評価。

② 全業務の業務表彰の有無

令和○年度から令和○年度末まで【過去2年】に完了した業務のうち、中国地方整備局【プロポーザルでは全国とする場合もあり】発注の○○【土木関係建設コンサルタント業務／測量業務／地質調査業務／補償関係建設コンサルタント業務】の優良業務表彰の経験、又は中国地方整備局発注業務に対する令和●年●月●日（←審査基準日を含め2年前を記載）以降の中国インフラDX表彰の経験の有無。

- ① 局長表彰又は中国インフラDX表彰の実績がある
- ② 事務所長表彰又は部長表彰の実績がある
- ③ ①②の実績がない

(3) 予定管理技術者の経験及び能力（資格・実績等）

必須事項

選択事項

①技術者資格等、その専門分野の内容

- ① 技術士資格（総合技術監理部門：〇〇－〇〇、〇〇部門：〇〇）、博士（〇〇の研究実績）
- ② 国土交通省登録技術者資格、RCCM（〇〇）、土木学会認定技術者（特別上級土木（〇〇）、上級土木（〇〇）、1級土木（〇〇））、地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士【業務内容に応じて設定】

②同種又は類似業務の実績

- ① 平成〇年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した同種業務の実績がある。過去に〇〇に関する研究実績がある。過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。
- ② 平成〇年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した類似業務の実績がある。過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。

③若手技術者の配置の有無（総合評価落札方式のみ対象）

- ① 管理技術者に若手技術者（満40歳以下）を配置する。
- ② ①に該当しない。

④地域精通度（追加項目）

- ① 平成〇年度以降【過去10年程度】に、当該事務所管内における〇〇業務実績がある。
- ② 平成〇年度以降【過去10年程度】に、当該地域（当該県・〇〇県）管内における〇〇業務実績がある。
- ③ ①②の実績がない。

(4) 予定管理技術者の経験及び能力(成績・表彰)

必須事項

選択事項

① 同じ業務区分の業務成績

国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の令和○年度から令和○年度までの間【過去4年】に完了しテクリスに登録された○○部門【業務内容に応じて設定】の平均技術者評定値。

- ① 80点以上
- ② 79点～70点(平均業務評定値に応じて比例配分)

※海外業務実績の評価【プロポーサル方式・総合評価落札方式のみ】

国内実績がない場合は、中国地方整備局における対象業種の平均値に対する評価値の1/2評価。

※地方自治体(県)発注業務の業務成績の評価【簡易公募型競争入札方式、総合評価落札方式(簡易型)のみ】

国土交通省業務の実績(技術者4年間)がない場合は、地方自治体(県)発注の業務成績に対する評価値の1/2評価。

② 全業務の業務表彰の有無(簡易公募型価格競争を除く)

令和○年度から令和○年度末まで【過去4年】に完了した業務のうち、中国地方整備局【プロポーザルでは全国とする場合もあり】発注の○○【土木関係建設コンサルタント業務／測量業務／地質調査業務／補償関係建設コンサルタント業務】の優良技術者表彰の経験の有無。

- ① 局長表彰の実績がある
- ② 事務所長表彰又は部長表彰の実績がある
- ③ 中国地方整備局発注業務で若手優秀技術者表彰を受けた経験がある者
※令和8年8月1日以降に公告する業務から評価対象とする。

- ④ ①②③の実績がない

※海外表彰実績の評価【プロポーサル方式・総合評価落札方式のみ】

海外表彰実績を国内の優良業務表彰等と同様に加点

- ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣 : 局長表彰と同等の評価
- ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通省大臣奨励賞 : 事務所長表彰と同等の評価

③当該部門従事期間(追加項目)

- ① ○○部門【業務内容に応じて設定】の従事期間が○年【13年を標準とする】以上
- ② ○○部門【業務内容に応じて設定】の従事期間が△年【7年を標準とする】以上
- ③ ①②に該当しない

(5) 手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)

①手持ち業務量(簡易公募型価格競争のみ)

手持ち業務量について、下記の順位で評価する。

- ① 手持ち業務量が0件
- ② 手持ち業務量が1～2件
- ③ 手持ち業務量が3件以上

(6) 業務実施体制

①業務実施体制の妥当性

下記に該当する場合には指名しない。

- ① 主たる部分が再委託予定となっている
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
- ③ 設計共同体による場合で業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、また一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

特定・入札段階の評価(評価項目及びウェイト)

継 続

- ◇評価項目
- ① 標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
 - ② 追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準
- ① 各評価項目：3～5段階程度で評価する

評価項目					プロポーザル方式 (簡易公募型)			総合評価落札方式												
								適用	標準型				簡易型							
					適用	ウェイト	標準配点		1:3		1:2		1:1							
									ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点						
特定（入札）段階	配置予定管理 技術者の経験 及び能力	資格・実績等	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	10%	3	◎	10%	2	15%	2	25%	4						
			業務実績	同種又は類似業務等の実績の有無	◎		7	◎		3		6		10						
			若手技術者	若手技術者の配置の有無	—		—	◎		1		1		1						
			地域精通度	地域精通度	○		—	○		—		—		—						
		成績・表彰	業務執行技術力	同じ業務区分の業務成績	◎	15%	12	◎	15%	7	18%	9	25%	12						
				業務表彰の有無	◎		2	◎		1		1		2						
				当該部門の従事期間	○		—	○		—		—		—						
				CPD	◎		1	◎		1		1		1						
	小 計					25%	25		25%	15	33%	20	50%	30						
	実施方針	業務理解度		目的、条件、内容の理解度	◎	23%	8	◎	22%	5	30%	7	50%	12						
		実施手順	実施フローの妥当性		◎		5	◎		3		4		6						
			工程計画の妥当性		◎		5	◎		3		4		6						
		業務に関する知識、有益な代替 案、重要事項	業務に関する知識		◎		5	◎		2		3		6						
			業務の円滑な実施に関する提案		○		—	○		—		—		—						
	小 計					23%	23		22%	13	30%	18	50%	30						
	評価 テーマ	的確性	予条件との整合性		◎	52%	14×1テーマ	◎	53%	8×1テーマ	37%	6								
			着眼点等が適切かつ論理的		◎		14×1テーマ	◎		8×1テーマ		6								
			事業の重要度を考慮		○		—	○		—		—								
			事業の難易度を考慮		○		—	○		—		—								
		実現性	説得力		◎		12×1テーマ	◎		8×1テーマ		5								
			提案内容の裏付け		◎		12×1テーマ	◎		8×1テーマ		5								
			利用予定資料の適切性		○		—	○		—		—								
			事業費の適切性		○		—	○		—		—								
		独創性	工学的知見に基づく提案		○		—													
			高度な検討・解析手法の提案		○		—													
			既存技術を統合化する提案		○		—													
			新工法の提案		○		—													
			小 計					52%		52					53%	32	37%	22		
		合 計						100%		100					100%	60	100%	60	100%	60

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

特定・入札段階の評価（評価項目及びウェート）

(1) 予定管理技術者の経験及び能力（資格・実績等）

必須事項

選択事項

①技術者資格等、その専門分野の内容

②同種又は類似業務の実績

③若手技術者の配置の有無（総合評価落札方式のみ）

③地域精通度（追加項目）

選定・指名段階と同様

④CPD（必須事項：中国地方整備局）

- ① 評価Ⅰ以上のCPD取得単位がある。
- ② 評価Ⅱ以上のCPD取得単位がある。
- ③ ①②に該当しない。

(2) 予定管理技術者の経験及び能力（成績・表彰）

①同じ業務区分の業務成績

②全業務の業務表彰の有無

③当該部門従事期間（追加項目）

選定・指名段階と同様

(3) 実施方針・実施フロー・工程計画・その他

① 業務理解度

- 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。

② 実施手順

- 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
- 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。

③ 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項

- 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。

③ その他（追加項目）

- 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。

業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定（評価）しない。

(4) 評価テーマに対する技術提案

① 的確性

- 与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
- 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する。

① 的確性（追加項目）

- 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
- 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。

業務の的確性に著しく欠ける場合は特定（評価）しない。

② 実現性

- 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
- 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。

② 実現性（追加項目）

- 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
- 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。

業務の実現性に著しく欠ける場合は特定（評価）しない。

(4) 評価テーマに対する技術提案

必須事項

選択事項

③独創性（追加項目：プロポーザル方式）

- 工学的知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。
- 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
- 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
- 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。

④業務コストの妥当性（プロポーザル方式）

- 提示した業務規模と大きく乖離しているか否か、又提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。

- ◆ 建設業の海外進出が必要な一方、海外での業務実績が国内業務の受注にあたって評価されにくい状況。
- ◆ このため、海外業務の技術者の実績を国として認定・表彰するとともに、国内業務の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価する仕組みを構築。

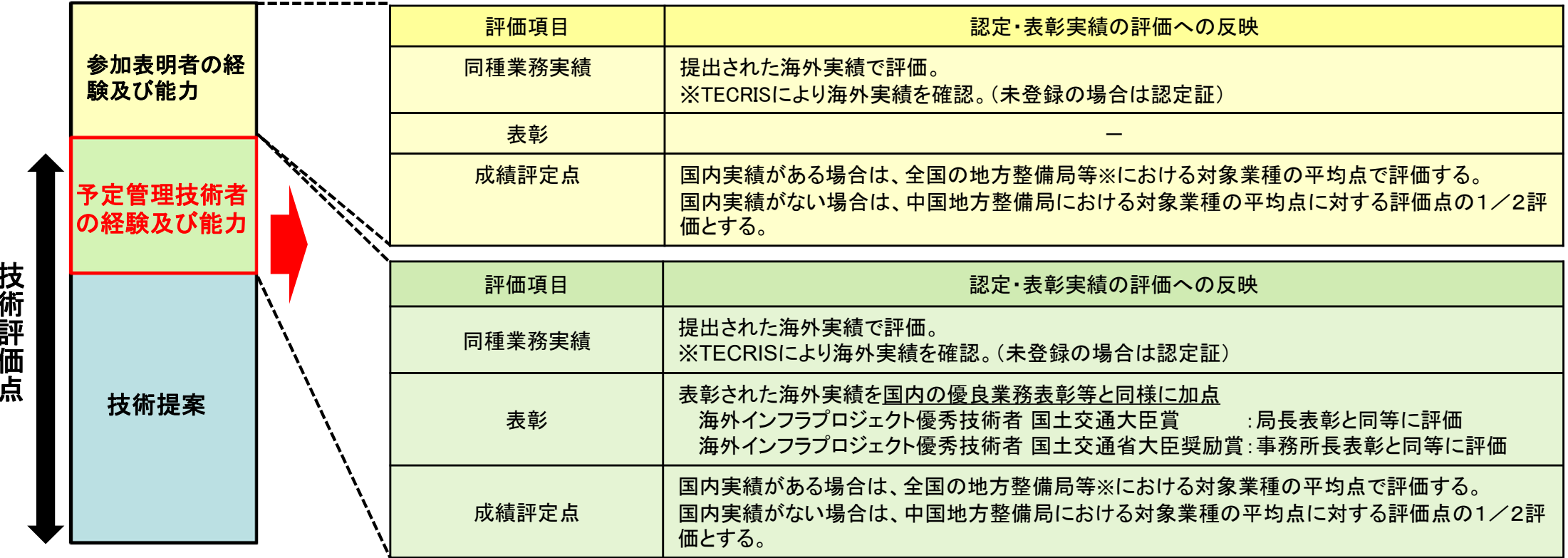
＜対象業務＞

- 総合評価落札方式またはプロポーサル方式により発注する全ての業務

＜海外実績のある技術者評価の取り組み＞

- 海外で従事した実績を国土交通省が認定・表彰（R3.2初回認定・表彰 国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞）
- 国土交通省認定・表彰を受けた業務は、TECRIS登録が可能。

総合評価落札方式・プロポーサル方式における技術評価



※国土交通省各地方整備局（港湾空港関係除く）、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部

(1) 以前

従来、一者入札の有効性については、競争性の確保の観点から、一般競争においては「有効」、指名競争においては「無効」として取り扱っており、
公募型競争入札及び簡易公募型競争入札については、指名競争の一方式であることから「無効」としていた。

(2) 現状 26.7.9以降

「有効」として取り扱う ものとする。

〈理由〉 参加表明をした全ての者を指名した場合は、一般競争と同じく、広く多数の者に競争参加の機会を与え、且つ入札の意思を有する者を排除せず、実質的に競争性を担保できているため。

◆有効・無効のイメージ

【パターン①】 1者参加表明書提出 ⇒ 1者指名 ⇒ 1者入札書提出	}	有効
【パターン②】 10者参加表明書提出 ⇒ 10者指名 ⇒ 1者入札書提出		
【パターン③】 15者参加表明書提出 ⇒ 10者指名 ⇒ 1者入札書提出 …		無効※

※指名をしなかった入札の意思を有する5者が存在することから、他に参加する者が想定され、競争性が担保されていないと判断。

◆有効となるポイント

- ・広く多数の者に競争参加の機会が確保されていること。
- ・入札参加の意思を有する者を排除していないこと。(選定時資格要件のない者を除く。)

◇総合評価落札方式は、価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(資格・実績、成績・表彰、業務方針・評価テーマ等)を求め、価格と品質が総合的に優れた者を相手方とし、契約締結する方式である。

- ・標準型(1:2～1:3):実施方針及び評価テーマを求める
- ・簡易型(1:1) :実施方針のみ求める

総合評価点

=

価格点(1－入札価格／予定価格)

+

技術点

計算例1)

- 価格点:技術点 = 1:1 の場合
 - ・予定価格:30,000,000円
 - ・入札価格:24,000,000円
 - ・技術点 :60点(満点)
 - $60点 \times (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点$
 - $= 60点 \times (0.2) + 60点$
 - $= 12点 + 60点 = 72点$

計算例2)

- 価格点:技術点 = 1:2 の場合
 - ・予定価格:30,000,000円
 - ・入札価格:24,000,000円
 - ・技術点 :60点(満点)
 - $30点 \times (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点$
 - $= 30点 \times (0.2) + 60点$
 - $= 6点 + 60点 = 66点$

計算例3)

- 価格点:技術点 = 1:3 の場合
 - ・予定価格:30,000,000円
 - ・入札価格:24,000,000円
 - ・技術点 :60点(満点)
 - $20点 \times (1 - 24,000,000 / 30,000,000) + 60点$
 - $= 20点 \times (0.2) + 60点$
 - $= 4点 + 60点 = 64点$

発注者支援業務等は技術点80点を、60点に換算する。

【目的】技術力の育成・確保
【対象】総合評価落札方式（簡易型・標準型）で発注する調査設計業務
【概要】調査基準価格付近を応札されており、優れた技術力に対する評価ではなく過度な価格競争が懸念されることから「技術評価点による競争性」を向上させて、建設業界の担い手確保を目的として、
『技術評価点の見直し』調査設計業務 80点→81点へ引き上げを実施

【現行】評価基準（総合評価落札方式簡易型の例）

評価項目		判断基準	配点 ウェイト
管理（主任） 技術者の経験及び能力	成績・表彰	令和〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務において、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注のテクリスに登録された「主な業務の内容：◇◇業務/業務分野：◇◇部門及び◇◇部門」の平均技術者評定点（小数第一位以下切捨）を下記の順位で評価する。	
		① 80点以上	12
		② 79点～71点	10.8 ～1.2
		③ 70点以下	0

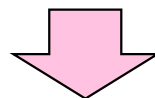
【改訂】評価基準（改定）（総合評価落札方式簡易型の例）

評価項目		判断基準	配点 ウェイト
管理（主任） 技術者の経験及び能力	成績・表彰	令和〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務において、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注のテクリスに登録された「主な業務の内容：◇◇業務/業務分野：◇◇部門及び◇◇部門」の平均技術者評定点（小数第一位以下切捨）を下記の順位で評価する。	
		① 81点以上	12
		② 80点～72点	10.8 ～1.2
		③ 71点以下	0

2 品質確保

● 価格競争方式における低入札

- 業団体からも、価格競争入札方式で低入札者の辞退が可能となるような制度要望あり



● 低入札の更なる品質確保対策の導入

中国地方整備局競争契約入札心得第6条第2項第二号の規定に基づき、低入札者の入札を申出により無効として取り扱う

〔入札心得 第6条第2項〕

開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

- 二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき

● 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

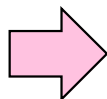
□ 増員担当技術者の配置

【概要】 調査基準価格（品質確保基準価格）に満たない価格で入札がなされた業務については、受注者は管理技術者と同等の資格、実績を有する増員担当技術者の配置を追加した上で業務を実施することを義務付ける。

【対象】 価格競争方式により発注する予定価格500万円以上の業務
業務チャレンジ型により発注する予定価格500万円以上の業務

通常業務

管理技術者



低入札業務

管理技術者

+

増員担当技術者

増員担当技術者の要件

- ① 管理技術者の保有している業務実績（同種・類似）※と同等の実績を有する者
- ② 管理技術者に要求される資格を有している者
- ③ 手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ10件未満であること

※ 管理技術者の同種・類似の業務実績は、通常指名競争入札では要件として設定していないが、低入札者については、特記仕様書で業務実績を求める。



増員担当技術者の配置が出来ない場合は、当該入札者の入札は無効とする。

● 低入札者確認時の対応

- ・ 発注者は、低入札を行った者に対し、増員担当技術者の配置の可否について、文書により確認の連絡を行う。
- ・ 増員担当技術者の配置の可否は、受注者からの申し出による。

● 増員担当技術者の配置が可能な場合

低入札を行った者が増員担当技術者を配置可能と申し出た場合の発注者の対応

- ・ 低入札を行った者に増員担当技術者の資格・要件が確認できる資料（別途様式）を速やかに提出するよう求める。
- ・ 低入札を行った者から提出された増員担当技術者の資格・要件の確認を行う。
- ・ 増員担当技術者の要件が満足する場合、低入札を行った者の入札を有効として、予決令第86条の低入札価格調査（中国地方整備局が定める品質確保価格調査）※を実施した上で、契約の可否を決定する。

※（ ）は500万円以上 1000万円以下の場合

- ・ 増員担当技術者の要件が満足しない場合、中国地方整備局競争契約入札心得第6条第2項第二号の規定に基づき、低入札を行った者の入札を無効として取り扱うこととする。

● 増員担当技術者の配置ができない場合

低入札を行った者から増員担当技術者の配置ができない旨の申し出があった場合、当該者の入札を無効として取り扱う。

増員担当技術者の配置ができない場合の申出書（雛形）

年 月 日

支出負担行為担当官中国地方整備局長

又は

分任支出負担行為担当官中国地方整備局

〇〇事務所長 殿

住所

氏名

印

下記業務において、当社の入札額が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たなかったことから、入札説明書に規定する「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施可否について確認の連絡を受けましたが、当該義務のうち増員担当技術者の配置について、実施できないことを申し出ます。

件名 _____

設計共同体を推進する目的

- ◇業務の複雑化、重層化による品質確保体制の確立
- ◇公益法人業務における民間への技術移転による競争環境の充実
- ◇地元企業の入札参加機会の拡大(再委託では実績として評価されない)など

設定条件

- 1. 対象**
 - ・プロポーザル方式又は総合評価方式においては、設計共同体にも参加を認めることを基本としている。(入札説明書等に明記)ただし、設計共同体の参加を認めることが適当でないものはこの限りではない。
- 2. 組合せ**
 - ・構成員の組合せは、当該業務の内容に対応する業種区分(一般競争参加資格の業種区分をいう。)の 有資格業者の組合せとし、業務内容に応じて異なる業種区分の有資格業者の組合せも認める。
- 3. 業務形態(分担業務)**
 - ・構成員はそれぞれ優れた技術を有する分野を担当するものとし、必要以上に細分化しない。なお、1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。(設計共同体協定書において明確にすること)
- 4. 参加資格条件**
 - ・プロポーザルの場合は、技術資料提出日迄に資格認定を受けていること
 - ・総合評価方式の場合は、開札日迄に資格認定を受けていること
- 5. 管理技術者**
 - ・構成員のうち代表者が管理技術者1名を配置する。

入札・契約における評価等

- 1. 建設コンサルタント等登録**
 - ・評 価: 全ての構成員のうち、優位な方を評価する
- 2. 業務実績**
 - ・参加要件(同業種): 全ての構成員について1件以上の実績が必要
(異業種): 代表者にのみ1件以上の実績が必要
 - ・評 価: 全ての構成員の実績のうち、優位な方を評価する
- 3. 業務成績**
 - ・評 価: 全ての構成員の成績を対象とする(全ての構成員の平均値で評価)
- 4. 業務表彰**
 - ・評 価: 全ての構成員の表彰のうち、優位な方を評価する。

設計共同体での実績等の付与

- 1. 業務実績(企業・技術者)**
 - ・構成員毎に、担当した業務内容のみを実績として付与する。
 - (例)

【同業種JV】

JV【土木コン・土木コン】

A社 (土木コン) B社 (土木コン)

【異業種JV】

JV【土木コン・地質調査】

A社 (土木コン) B社 (地質調査)
- 2. 業務成績(企業・技術者)**
 - ・全ての構成員の成績として付与する。(主たる業務の評点基準を用い業務全体の履行状況を勘案し、設計共同体に対して1つの成績を付与する)
 - (例)

【同業種JV】

JV【80点】
(土木コン・土木コン)

A社: 80点 (土木コン) B社: 80点 (土木コン)

【異業種JV】

JV【80点】
(土木コン・地質調査)

A社: 80点 (土木コン) B社: 80点 (地質調査)
- 3. 業務表彰(企業)**
 - ・各構成員が担当した業種において受賞したものとして取り扱う。(公募・簡易公募型)
 - (例)

【同業種JV】

JV【局長: 土木コン】
(土木コン・土木コン)

A社: 局長 (土木コン) B社: 局長 (土木コン)

【異業種JV】

JV【局長: 土木コン】
(土木コン・地質調査)

A社: 局長 (土木コン) B社: 局長 (地質調査)

※技術者表彰は個人表彰であり、JVによる業務であっても表彰技術者のみ評価

- ◆ 民間団体等が付与する技術者資格について、道路や河川などの業務に応じた必要な能力を有することを確認したうえで、国土交通省登録資格として登録する仕組みを平成26年度から実施している。
- ◆ 令和8年2月に民間資格を新たに14資格登録。これにより、令和8年2月時点で計411資格が登録され、発注業務に活用。

【点検・診断等業務】

☐ 管理技術者 ☒ 担当技術者 ☒ 管理技術者と担当技術者

部門	土木機械設備	都市公園		河川	水道		下水道	砂防			海岸	道路								港湾	空港
	土木機械設備	(遊具)	公園施設(樹木)	堤防・河道	水道施設(水道管路施設を除く)	水道管施設(バルブ・その他の管付属設備を含む)	下水道管施設	砂防設備	地すべり防止	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	トンネル	道路土工構築物(土工)	道路土工構築物(フェード・大型カルバート等)	舗装	小規模附属物	港湾施設	空港施設
点検																					
診断																					
設計(維持管理)																					
計画策定(維持管理)																					

【計画・調査・設計業務】

☐ 管理技術者又は主任技術者 ☒ 管理技術者又は主任技術者と担当技術者 ☒ 管理技術者・照査技術者(両者に同様の知識・技術を求める)

【横断型業務】 ☐ 管理技術者又は主任技術者

部門	地質・土質		建設環境	地籍調査	建設電気通信	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	造園	水道	下水道	河川、砂防及び海岸・海洋							道路				港湾及び空港	
	施設分野等	地質・土質	宅地防災	建設環境	地籍調査	電気施設・通信用設備・制御処理システム	建設機械設備	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	水道	下水道	河川・ダム	砂防	対策	地すべり	急傾斜地崩壊等対策	海岸	道路	橋梁	トンネル	舗装	港湾（※）	空港
業務																								
計 画																								
調 査																								
設 計																								

部門	-
施設分野等	全施設
データ管理（BIM/CIM）	☐
建設情報システム整備・管理	☐
測量（UAV測量）	☐

※潜水作業を伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧ください。

＜具体的な評価方法（記載例：急傾斜地崩壊防止施設点検）＞

	現行(改正後)		改正前	
	判断基準	項目別配点	判断基準	項目別配点
＜配置予定 管理技術者＞ 技術者資格等、その 専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士資格(総合技術監理部門:建設一河川、砂防及び海岸・海洋もしくは土質及び基礎、建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋もしくは土質及び基礎)を有する。 ② 国土交通省登録技術者資格(施設分野:急傾斜地崩壊防止施設一業務:点検・診断)に該当する資格を有する。 ↓ <u>RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)に該当</u> ③ RCCM(地質)、土木学会認定技術者(特別上級土木(流域・都市及び調査・計画)、上級土木(流域・都市及び調査計画、河川・流域及び調査・測量)、1級土木(河川・流域及び調査・測量))のいずれかを有する。	①5 ②3 ③0	下記の順位で評価する。 ① 技術士資格(総合技術監理部門:建設一河川、砂防及び海岸・海洋もしくは土質及び基礎、建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋もしくは土質及び基礎)を有する。 ② RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋もしくは地質)、土木学会認定技術者(特別上級土木(流域・都市及び調査・計画)、上級土木(流域・都市及び調査計画、河川・流域及び調査・測量)、1級土木(河川・流域及び調査・測量))のいずれかを有する。	①5 ②3 ③0

【国土交通省登録資格(施設分野:急傾斜地崩壊防止施設一業務:点検・診断)】

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者	
令和2年2月5日	第4号	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村 哲己 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第59号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 原 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号 新橋SDビル6階
令和3年2月10日	第60号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 大野 宏之 東京都千代田区平河町二丁目7番4号

- ①配置予定技術者に要求される資格要件
- ア)技術士(総合技術監理部門:〇〇-〇〇、〇〇部門:〇〇)【注:業務に該当する部門及び選択科目を記載する。】
 - イ)国土交通省登録技術者資格(施設分野:〇〇-業務:〇〇)【注:業務内容に応じて適宜設定すること】
 - ウ)博士(〇〇の研究実績) 【注:該当する分野を記載する。】
- 【注:博士の設定は、プロポーザル方式による業務など研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する場合に適用。】

※国土交通省登録技術者資格以外の資格が必要な場合、以下を設定する。
設定の際は、国土交通省登録技術者資格における設定の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意すること。

- エ)RCCM(〇〇)
- オ)土木学会認定技術者(特別上級土木技術者(〇〇)又は上級土木技術者(〇〇)又は1級土木技術者(〇〇))
- カ)コンクリート診断士の資格を有し「登録証」の交付を受けている者。
- キ)土木鋼構造診断士の資格を有し「認定登録証」の交付を受けている者。
- ク)地質調査技士の資格を有し地質調査技士登録証を有する者。又はこれと同等の者。

②配置予定技術者の評価

	評価の着眼点	項目別配点 (参加表明書評価時)	項目別配点 (技術提案書評価時)
	判断基準		
<配置予定管理技術者> 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士資格(総合技術監理部門:〇〇-〇〇、〇〇部門:〇〇) 博士(〇〇学) ② 国土交通省登録技術者資格(施設分野:〇〇-業務:〇〇) ③ ①②の資格を有しない。	①5 ②3 ③0	①3 ②1.8 ③0

国土交通省登録資格との組合せ評価の試行

- ◆国土交通省登録資格のさらなる活用を促進するため、入札・特定段階の配置予定技術者（管理技術者または担当技術者）の評価において、技術士・博士の資格等と国土交通省登録資格を組合せ評価する。
- ◆業務完了後、組合せ加点をした業務と加点していない業務を比較し、成果の品質向上に繋がったか評価する。

【対象業務】

プロポーザル方式及び総合評価落札方式で発注する業務のうち、管理技術者または担当技術者の資格要件に国土交通省登録資格を求めるもの。

【評価方法】

技術士・博士の資格等に、該当業務に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せ、加点順位を決める。なお、国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

■ 組合せ評価の試行（評価例）

評価項目		評価の着目点		項目別配点
		判断基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 下記 (1) + (2) の資格を有する。 ② 下記 (1) の資格を有する。 ③ 下記 (2) + (3) の資格を有する。 ④ 下記 (2) または (3) の資格を有する。 ⑤ 下記 (1) + (2) + (3) の資格を有しない。 (1) 技術士資格(総合技術監理部門：〇〇-〇〇、〇〇部門：〇〇)、博士(〇〇の研究実績)のいずれかを有する。 (2) 国土交通省登録技術者資格(施設分野：〇〇-業務：〇〇)(RCCM、土木学会認定技術者以外)に該当する資格を有する。 (3) 国土交通省登録技術者資格(施設分野：〇〇-業務：〇〇)(RCCM、土木学会認定技術者)に該当する資格を有する。

評価項目		評価の着目点			項目別配点
		判断基準			
配置予定担当技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 下記 (1) + (2) の資格を有する。 ② 下記 (1) の資格を有する。 ③ 下記 (2) + (3) の資格を有する。 ④ 下記 (2) または (3) の資格を有する。 ⑤ 下記 (1) + (2) + (3) の資格を有しない。 (1) 技術士資格(総合技術監理部門：〇〇-〇〇、〇〇部門：〇〇)、博士(〇〇の研究実績)のいずれかを有する。 (2) 国土交通省登録技術者資格(施設分野：〇〇-業務：〇〇)(RCCM、土木学会認定技術者以外)に該当する資格を有する。 (3) 国土交通省登録技術者資格(施設分野：〇〇-業務：〇〇)(RCCM、土木学会認定技術者)に該当する資格を有する。	① 1 ② 0.8 ③ 0.6 ④ 0.4 ⑤ 0

【サポート制度の概要】

- 工事の施工にあたっては、概算数量発注、詳細設計付工事発注又は、施工途中等における条件変更に伴う設計見直しなど、迅速な設計等の対応が求められる。
- このため、工事受注者が支援を受けられるサポート企業を事前に登録する「工事の設計サポート(建設コンサルタント)登録制度」を設けることで、円滑な工事対応が図れることを目的とする。

【工事の設計サポート(建設コンサルタント)登録制度】

- 中国地方整備局(港湾空港関係除く)が発注する工事において、設計等のサポートを行う建設コンサルタントを公募し、登録・公表する。
- 工事受注者は、事前に登録された設計等のサポートを行う建設コンサルタントに直接依頼し、設計等の協力を受ける。※工事受注者は建設業法に基づいた下請契約を行う。

■応募資格

- ・中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ・中国地方整備局管内に本店(支店又は営業所)を有していること。

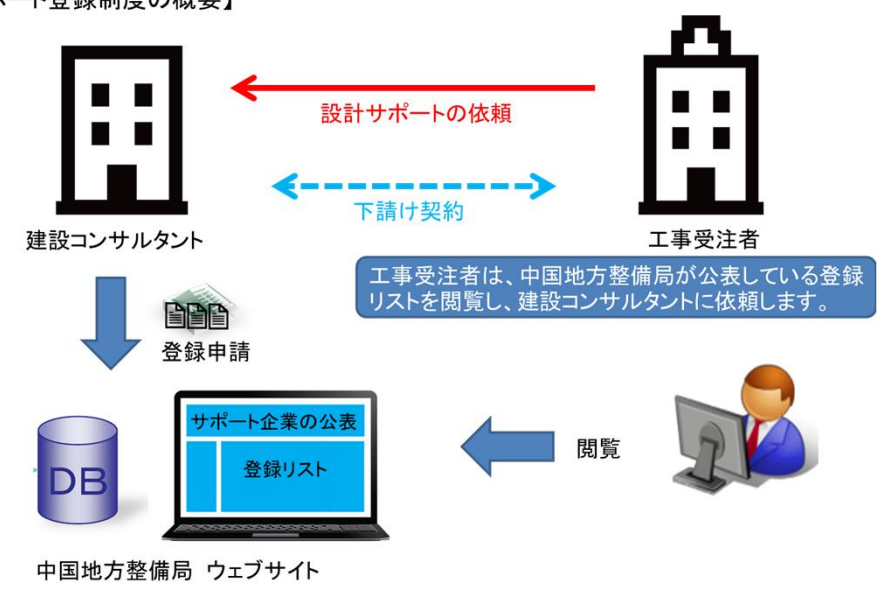
■登録方法

- ・中国地方整備局が、随時サポート企業を公募します。
- ・サポート企業登録申請書により、設計等のサポート内容(地域:各事務所、分野:河川・道路・砂防・構造物)を選択し、応募して下さい。
- ・登録された企業(建設コンサルタント)は中国地方整備局のウェブサイトに掲載します。

■総合評価での加点

- ・工事の設計サポート制度に登録した企業のうちサポートの実績(過去2年間)を有する者に対し、総合評価落札方式の地域貢献度で加点(2点)します。

【サポート登録制度の概要】



【設計等のサポート内容】

- 1) サポート地域: 中国地方整備局管内各事務所の管理区域内
- 2) サポート分野: 河川, 道路, 砂防, 構造物(小規模なもの)
- 3) 設計等の内容
 - ・簡易な設計を基本とし、重要構造物などの応力計算が必要な施設は対象としない。
 - ・既存設計成果の分割, 地形相違に伴う軽微な設計変更等(図面修正, 数量計算)
 - ・現地条件が異なることによる土留め等の仮設設計の修正(簡易な応力計算, 図面修正)

〔各分野の具体的事例〕

- ・河川; 築堤・護岸の修正設計, 付帯施設・小構造物設計, 修繕設計
- ・道路; 軽微な修正設計, 交差点設計, 歩道設計, 修繕設計
- ・砂防; 取付道路の修正設計, 付帯施設・小規模構造物設計
- ・一般構造物; 軽微な修正設計, 擁壁設計, 補強土壁設計, プレキャスト構造物設計(杭基礎を要しない構造物)
- ・その他(共通); 関係機関協議資料作成, その他類似設計

【評価項目】

工事の設計サポート登録に基づき、以下のインセンティブを付与します。

◇総合評価落札方式

指名段階

企業(参加表明者)の経験及び能力 地域貢献度

従来、地域貢献度は災害協定等の実績を評価していますが、これとは別に「地域貢献度Ⅱ」として、サポート登録制度の実績を追加し、評価します。

当該地域(〇〇県・事務所)管内でのサポート実績あり : 2.0

【概要】

地域特性を踏まえた検討を行うプロポーザル方式（地域プロポーザル方式）の業務において、地域に精通した地域企業による地域特性を踏まえた検討を実施することにより、業務成果の品質向上を促進するものである。入札参加要件に企業の地域要件「県内本店」等を設定し、選定・特定段階における配置予定管理技術者の評価において、地域精通度を評価する。

【対象業務】

「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、業務成果の品質向上や後工程への引き継ぎの円滑化につながる業務

【評価項目】

◇選定・特定段階における配置予定管理技術者の評価

評価項目		評価の着目点				項目別配点
		判断基準				
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	平成〇〇年度以降の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	平成〇〇年度以降、公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における〇〇業務実績がある。 ② ①の実績がなく、当該地域（当該県・〇〇県）管内における〇〇業務実績がある。 ③ ①②の実績がない。	①〇.〇 ②〇.〇 ③ 0
					国、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注５）が発注した業務の実績について評価する。 管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とし、照査技術者として従事した実績は評価しない。ただし、対象期間中に産休育休等を取得した場合は、産休育休等に相当する期間を業務実績を求める期間に加えることができるものとする。また、対象となる業務実績については所属する会社は問わない。	

地域特性を踏まえた検討を行う業務における評価テーマの設定

○「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、成果品質の向上や、後工程への引き継ぎの円滑化につながる業務の定義、評価テーマ

「地域特性を踏まえた検討が必要な業務・評価テーマ」の例

業務の例	業務内容(例)
現地作業が必要となる業務	・現場作業において、地域住民への配慮、関係行政機関との調整が必要となる業務 河川・道路)○○調査業務、○○利用状況調査、○○台帳作成業務、被災状況調査 河川)○○水系流量観測業務(洪水痕跡調査) (評価テーマ)各調査箇所における、現道交通への影響を最小限とする時期を考慮した調査計画について
地域課題を踏まえた対策検討が必要となる業務	・渋滞対策、事故対策等、地域課題を踏まえた検討が必要となる業務 道路)○○渋滞対策検討業務、○○交通安全対策検討業務 (評価テーマ例)○○交差点～○○交差点間における交通事故対策検討について、季節や時間帯で生じる危険性とそれに対する対応案について
地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務	・防災・構造物点検、自然条件等、地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務 河川・道路)○○防災点検業務、○○構造物点検業務、○○リスク検討業務 (評価テーマ例)○○出張所管内における構造物の点検について、構造物の劣化原因を的確にとらえるために必要な点検手法について
地元及び関係行政機関等との協議・調整が必要となる業務	・計画や設計にあたり、地元及び関係行政機関等との協議・調整を適切に行うことにより、成果品の品質や、後工程への引き継ぎの改善につながる業務 河川・道路)○○設計業務、○○協議会資料作成業務、○○施工計画検討業務、 (評価テーマ例)事業進捗に対応する、地域の現道交通に配慮した施工計画や工程計画を行うに当たっての検討手法について
地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務	・事業の計画・評価において、地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務 河川・道路)○○利活用検討業務、○○地域連携調査業務、○○効果整理業務 (評価テーマ例)新規スマートIC検討箇所の整備効果の検討を行う上での留意点について

3 働き方改革

◇需要拡大による経済成長のため、対前年度比等で賃上げ実施を表明する企業に対して評価

- 令和3年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を導入。賃上げを表明した場合、総合評価において加点行う。
- 令和8年4月1日以降に公告する業務については、加算点・技術点の5%以上の整数から、3%以上の整数に見直し。

＜対象業務＞
■令和4年4月1日以降に契約する全ての総合評価落札方式（令和4年2月1日以降に入契委員会等を開始する調達案件から原則適用する。）

- ＜評価方法＞
- 入札手続きにおいて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けた場合、総合評価において右表のとおり加点を行う（加算点の3%以上の整数）。
 - 評価項目は以下のいずれかを入札者が選択可能な内容とする。
 - (1) 契約を行う予定の会計年度に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※1）」を右表の率以上増加させる旨を従業員に表明。
 - (2) 契約を行う予定の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※1）」を右表の率以上増加させる旨を従業員に表明。

※1：中小企業等においては、「給与総額」又は「給与受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする。

＜賃上げ基準に達していない場合＞

- 本取組により加点を受けた落札者の事業年度等が終了した後、賃上げ実績の確認を行い、賃上げ基準を達成していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合等は、その後の1年間は総合評価落札方式による入札へ参加する全ての業務において、加算点よりも大きな割合の減点を行う（右表※）。

		評価基準	
		【大企業】 一人当たりの平均受給額を3%以上増加することを表明	【中小企業等】 給与総額を1.5%以上増加することを表明
主な総合評価落札方式	簡易型・標準型	加算点 計	技術評価点 賃上げ評価点 + 2点（※3点減点） 60点 62点
	発注者支援業務	加算点 計	技術評価点 賃上げ評価点 + 3点（※4点減点） 80点 83点
	チャレンジ型	加算点 計	技術評価点 賃上げ評価点 + 2点（※3点減点） 60点 62点

【企業評価】賃上げ実施表明企業の評価

＜賃上げ実施の確認＞

- 落札者が本取組により加点を受けた場合、表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに下記書類を発注者へ提出し確認する。
- 提出書類及び確認方法

(1) 事業年度単位での賃上げを表明した場合

契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を定める率以上増加させる旨を従業員に表明した場合。

賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」において

$$\frac{\text{「労務費」+「役員報酬」+「従業員給与」の合計額}}{\text{「期末従業員等の状況」の計}} \text{の金額を比較(※1)}$$

(※1) 中小企業等において、給与総額を採用する場合は(「労務費」+「役員報酬」+「従業員給与」の合計額)とする。

(2) 暦年単位での賃上げを表明した場合

契約を行う予定の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※2)」を定める率以上増加させる旨を従業員に表明した場合。

賃上げを表明した暦年とその前暦年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」において

$$\frac{\text{「(A) 俸給、給与、賞与等の総額」の支払金額}}{\text{「人員」}} \text{の金額を比較(※2)}$$

(※2) 中小企業等において、給与総額を採用する場合は(「(A) 俸給、給与、賞与等の総額」の支払金額)とする。

■ 提出期限

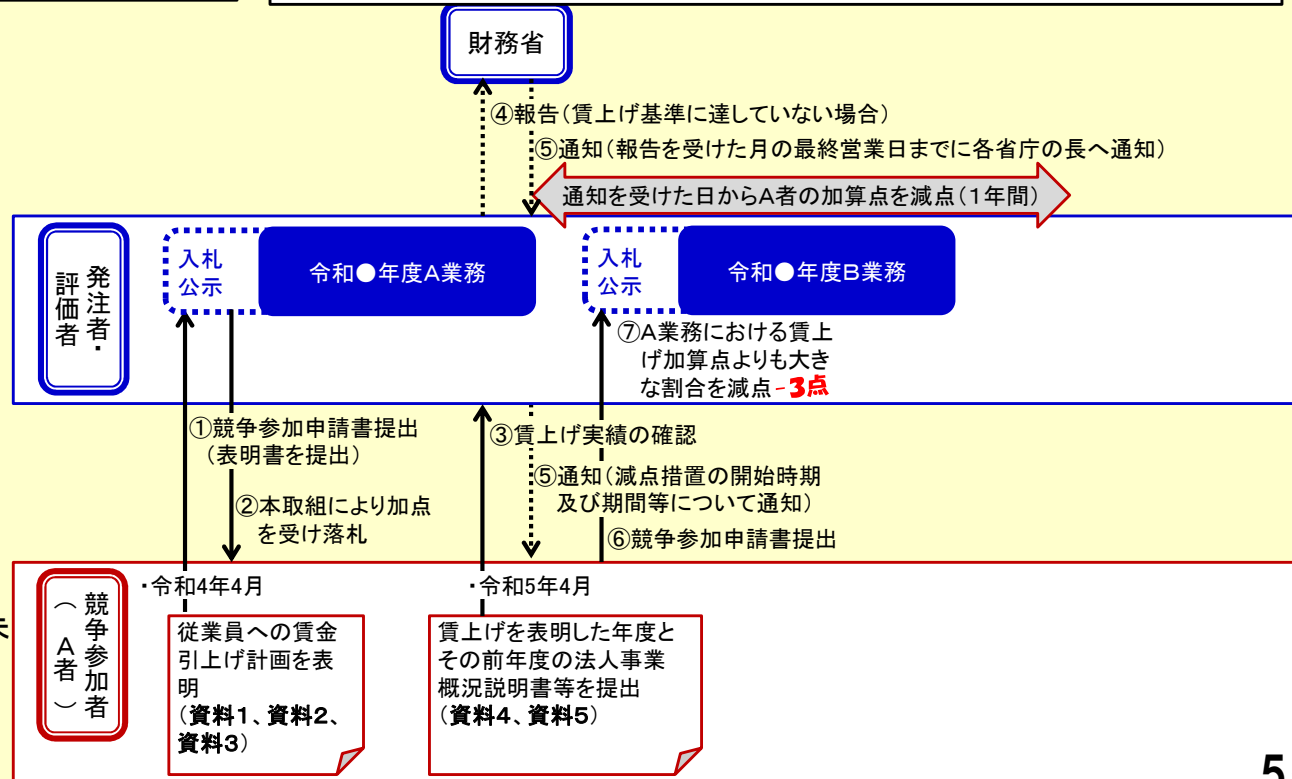
- (1) 事業年度単位での賃上げを表明した場合は、
「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに提出。(※3)
- (2) 暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の場合は、翌年の1月末までに提出。

(※3) 落札者が法人税法第75条の2の規定により申告書の提出期限を延長した場合は、同条の規定により税務署へ提出した申請書の写しについて賃上げを表明した事業年度終了月の翌々月末までに提出することにより、同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

＜備考：共同企業体の場合＞

■ 加点は、全ての構成員が表明書を提出した場合に加点対象とする。

■ 減点は、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。



- ◇ 業務の入札手続きの透明性の確保及び適正化の向上を図るため、参加表明者に自己評価を追加資料として求めてきたが、更なる適正化に向けた試行を令和元年12月より実施。
- ◇ 総合評価落札方式の業務を対象に開札後に入札参加者に対し、総合評価に係る加算点の一部を通知。

評価・審査のミス防止・精度向上を図るため、参加表明書に添付される企業、配置予定管理技術者等の「経験及び能力」を確認する様式とあわせて、参加表明者において各項目で想定される評価点を記載し参考資料として提出を求める。

加算点通知の試行要領

- 1. 目的
入札契約手続の適正化及び受発注者双方の事務負担軽減を目的とする。
- 2. 実施内容、方法
 - 1)対象業務： 測量、地質調査、土木関係コンサルタント業務のうち総合評価落札方式による業務を対象とする。
 - 2)内容
総合評価の技術評価点のうち、配置予定技術者の経験及び能力に関する加算点を入札参加者に通知する。
 - 3)加算点の通知
・開札後に通知し、全ての質問回答後に落札者を決定する。
・通知は別紙の評価点通知様式により行う。
・評価点通知様式は技術担当課が作成し、契約担当から通知する。
 - 4)加算点についての質問、意見等
通知の翌日から休日を含まない2日以内に評価点についての質問、意見等を受け付ける。
質問、意見等があった場合には、原則2日以内に回答を行う。
 - 5)加算点に誤りがあった場合の対応
通知した加算点に誤りがあった場合には、入札・契約手続運営委員会等の承諾を得て、落札者を決定すること。

追加資料の提出
【総合評価落札方式(簡易型)の場合】
参考資料(別紙-〇)

評価項目	評価の着眼点			技術提案書の提出者の選定	技術提案書の評価		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	5		
		専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務等の実績の有無	9.5		
		ワークライフバランス等促進		厚生労働大臣が認定する「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチなくるみん」、「トライくるみん」、「ユースエール」認定の有無	0.5		
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	業務成績	30		
				業務表彰の有無	5		
	小 計				50		
（配置予定管理技術者の経験及び能力※）	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その他分野の内容	4		4
		専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の有無	9	10	
		若手技術者	若手技術者	若手技術者の配置の有無	2	1	
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	業務成績	30	12	
				技術者表彰の有無	5	2	
	建設系及び測量系CPD協議会が運営するCPD取得状況			CPD取得単位		1	
	小 計				50	30	
合 計				100	30		
賞上げ評価点							
賞上げ未達成による減点							
合 計				4	0		

表中の黄色の欄に、想定する評価を記入する。
※管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者に替えて管理補助技術者の評価値を記載する。
本参考様式は、評価の際の参考として使用するものであり、記載された内容・評価点に誤り、未記入があった場合においても、参加表明書等が無効となる等の不利が生ずることはない。
また、提出は任意となるが、全ての項目を記載していない場合でも提出は可能であり、必要に応じて記載内容について確認する場合がある。

総合評価項目 加算点等整理表

件名:

標記業務において、提出された競争参加資格確認申請書の添付資料を確認した結果、以下のとおり取りまとめたので通知します。

当該結果について、質問・意見等がある場合は、入札説明書〇〇に記載のとおり行うことが出来ます。

入札参加者名	予定技術者の経験及び能力					賞上げ評価点	賞上げ未達成による減点
	資格・実績		成績・表彰				
	技術者資格	同種業務実績	業務の成績	表彰の有無	CPD		

本業務は、落札決定後に「①予定価格(税抜き)、②予定価格(税抜き)の積算内訳、③調査基準価格、④落札理由(総合評価落札方式)」を公表します。
なお、①、③、④については、「入札情報サービス(PII)」を利用して、インターネットにより公表、②については、閲覧により公表します。

【目的】

平成29年10月より

同一内容の業務を同時期に発注せざるをえない場合、同じ手続き資料により一括して審査を行うことで、受発注者双方の負担の軽減を図る。

【一括審査方式の適用条件】 ①～⑤全ての条件を満たすこと。

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
 - ②業務の目的・内容、技術評価の項目が同一の業務
 - ③業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
 - ④入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
 - ⑤総合評価落札方式(1:1)で発注する業務
- ※業務種類による制限は無い。

【一括審査方式の内容】

- ①複数の業務に参加を希望する場合は、2件目以降について、「参加表明書(表紙)」のみ提出し、それ以外の様式の提出を省略する。技術提案書に関しても同様。
2件目以降で省略しなかった「参加表明書」「技術提案書」は、無効とする場合がある。
- ②公示及び入札説明書の配布は、各業務ごとに行う。
- ③入札参加者は、参加を希望する業務ごとに、「参加表明書(表紙)」、「技術提案書(表紙)」、入札を必要とする。
- ④開札する順番(開札時刻)、落札決定の順番を入札説明書に明示する。
- ⑤落札決定を受けた者は、それ以降は入札無効とする。

【一括審査のイメージ】

業務 開札順 (落札決定順)	①業務 1番目	②業務 2番目	③業務 3番目
	↓ 評価点順位	↓ 評価点順位	↓ 評価点順位
業者 A	落札決定 1位	入札無効 1位	入札無効 1位
業者 B	未提出	落札決定 2位	入札無効 2位
業者 C	2位	3位	落札決定 3位
業者 D	3位	未提出	4位

※順位づけの後、評価値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。

①業務
様式－1 様式－2 様式－3 ～ 様式－17

②業務
様式－1

①業務と同様である旨を記載。
(様式－2 ～ 17省略)

【(参考)「無効」となる事例】

それぞれに様式をすべて提出した場合、開札順の1番早い業務を除き無効とする。

①業務
様式－1 様式－2 様式－3 ～ 様式－17

②業務 【無効】
様式－1 様式－2 様式－3 ～ 様式－17

【技術提案簡素化型】

・入札参加者による技術資料作成及び発注者による技術資料審査の負担軽減を目的として、技術提案の一部を省略する試行業務である。

【対象業務】

・予定価格30百万円未満の総合評価落札方式(簡易型)で発注する「測量業務」、「地質調査業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」において、適用可能とする。

【評価項目】

標準的な業務(総合評価落札方式:簡易型)との配点比較

■現行（評価点標準例）

【入札段階】

評価項目		評価内訳		評価点
技術点を評価するための基準	管理技術者	資格・実績	資格要件	4
			同種・類似実績	10
			若手技術者	1
		成績・表彰	業務成績評定点	12
			業務表彰の有無	2
			CPD	1
		小計		
	実施方針等	業務理解度	目的・条件・内容	12
		実施手順	実施フロー	6
			工程計画	6
		その他	代替案、重要事項等	6
		小計		
	計			60
	賃上げ			4
合計			64	



■簡素化型 (案)

【入札段階】				
評価項目		評価内訳		評価点
技術点を評価するための基準	管理技術者	資格・実績	資格要件	4
			同種・類似実績	10
			若手技術者	1
		成績・表彰	業務成績評定点	12
			業務表彰の有無	2
			CPD	1
		小計		
	実施方針等	業務理解度	目的・条件・内容	18
		実施手順	実施フロー	－
			工程計画	12
		その他	代替案、重要事項等	－
		小計		
	計			60
	賃上げ			4
合計			64	

・業務の実施方針

【技術提案簡素化型の概要】

・「工程計画」と共通する部分がある
「実施フロー」を省略することで、
資料作成を省力化

・「代替案、重要事項等」を省略することで、
提案の負担を軽減

・A4様式に収まる文字数
1,000文字程度(12pt程度)

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

4 生産性の向上

- ◆ 中国地方の公共工事発注機関(国・特殊法人・地方公共団体)が発注した建設工事・業務において、インフラ分野のDXに係る優れた取り組みを行った企業・団体を表彰し、建設業者等相互の啓発を図ること等により、インフラDXに係る取組を推進することを目的に中国インフラDX表彰を実施している。
- ◆ 中国インフラDX表彰を評価対象とすることで、さらなるインフラDXに係る取組の推進を目指す。

【評価方法】

○評価方法【企業】

平成○年度から令和○年度末までに完了した業務のうち、中国地方整備局発注【過去2年】の○○【土木関係建設コンサルタント業務／測量業務／地質調査業務／補償関係建設コンサルタント業務】の優良業務表彰(局長表彰、事務所長表彰又は部長表彰)、又は中国地方整備局発注業務に対する令和●年●月●日(←審査基準日を含め2年前を記載)以降の中国インフラDX表彰の経験の有無。

- ① 局長表彰又は中国インフラDX表彰の実績がある
- ② 事務所長表彰又は部長表彰の実績がある
- ③ ①②の実績がない

○評価方法【技術者】

中国インフラDX表彰については、企業のみが表彰対象のため、技術者の評価項目に変更は無し。

5 担い手確保

- 企業の人材育成・定着に役立つ3つの認定制度(えるぼし・くるみん・ユースエール)の認定企業を評価すること
とで、働きやすい職場環境整備を促進
- ◇業務の参加表明者評価において、厚生労働省が認定する3つの認定制度のいずれかの認定企業に対し、指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で0.5点の加点評価を行う。
- ◇令和7年度より、全ての業務を評価対象とする。※共同企業体(JV)の場合、代表者又は構成員のいずれかが認定を受けていれば評価対象

- <参考>
- 女性の活躍推進に向けた公共調達の取組みとして、H28年度から物品役務の調達において、参加企業評価時に厚生労働省が認定する「くるみん」「えるぼし」の認定企業を加点評価する取組みがスタート。

- <評価方法>
- 以下の認定企業に対し、指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で0.5点加点する。
- 女性活躍推進法に基づく認定【えるぼし認定、プラチナえるぼし認定】(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)
 - 次世代法に基づく認定【くるみん認定・プラチナくるみん認定、トライくるみん認定】
 - 若者雇用促進法に基づく認定【ユースエール認定企業】

	えるぼし認定	くるみん認定	ユースエール認定
根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
概要	女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。	仕事と家庭の両立支援やワークライフバランスを進めるため「行動計画」を立てて実施し、一定の要件を満たした企業は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができる。
認定基準 (一部抜粋)	男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度 ※評価基準の一部に一定期間（1年）が必要なものあり	男性の育児休業等の取得者が1人以上いること※行動計画は2年以上5年以下	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること※卒業後3年以内の既卒者が応募可
認定マーク	様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いを込められている。 	赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ、会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められている。 	若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。 

- ◆ 東日本大震災において、地域建設企業・建設コンサルタント等が復旧分野において活躍するなど地域に根ざした企業の貢献が報告されており、今後の災害対応等の機能維持のためには発災直後における現地確認や点検、応急復旧等即時対応できる機動性を有する地域企業の確保が不可欠な状況である。
- ◆ 特に地域の建設コンサルタント等は、地域の交通状況、過去の出水・災害履歴等を熟知しており、また、地域に根ざして活動する企業であるため、地域住民に対して立会等の協力要請や自治体等との調整等も円滑に進められる特性も有している。
- ◆ このような背景を踏まえ、地域の建設コンサルタント等の技術力向上、健全育成、有効活用等を図る観点から、建設コンサルタント業務等の地域プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争入札方式においては、実施可能者数を勘案した上で、県内本店業者、事務所管内本店業者等適切に地域要件を設定する。

◆地域建設コンサルタント等への配慮にかかる取り組み

※令和5年度より地域要件(本店限定)
の対象を30百万円未満に拡大
(令和4年度までは20百万円未満)

①競争参加機会の確保

- ・業務規模の工夫により、競争参加機会の確保を図る。

②地域要件の設定

- ・業務実施可能者数を勘案した上で、地域プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争入札方式において、地域要件を設定できる。
- ・さらに、地域プロポーザル方式、予定価格30百万円未満の総合評価落札方式及び価格競争入札方式による業務で、地域精通度の必要及び緊急性のある業務については、地域要件を「県内本店」とすることができる。

③地域貢献度による評価の追加

- ・災害時の支援協定企業へのインセンティブとして、地域貢献度(災害支援協定にもとづく活動実績の有無、災害支援協定の締結の有無)による評価を追加できる(総合評価落札方式、価格競争入札方式における指名段階の評価項目として追加)。

【業務チャレンジ型】

- ・地域コンサルタントの技術力向上、育成を目的に国土交通省の業務実績がない企業の参加機会を確保するため、業務成績や表彰を評価項目とせず、災害協力や災害協定の締結などを評価する試行業務とし、令和元年度より、従来、価格競争で行っていた予定価格20百万円未満の業務を対象に適用可能として試行開始。令和5年度からは、金額による制限を撤廃。
- ・令和7年度からは、企業の新規参入の機会拡大を目的として、地域内における本店の有無を評価項目に加えるなどした「業務チャレンジ型(Ⅱ型)」を追加し、予定価格20百万円※未満の業務を対象として試行する。(これに伴い、従来型は「業務チャレンジ型(Ⅰ型)」とし、予定価格20百万円※以上の業務に適用。)※「予定価格20百万円」は目安とする。
- ・令和8年度からは、地域貢献度における災害協定の評価基準の拡充し、『同一県内の事務所及び県、政令市との災害支援協定を締結している者』を評価基準に追加可能とする。

【対象業務】

これまで価格競争で行っていた「測量業務」、「地質調査業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」

【契約方式】

一般競争入札方式(総合評価落札方式) 価格点:技術点の割合 1:1

【競争参加資格要件】

- ・中国地方整備局における令和7・8年度測量業務(又は地質調査業務/土木関係建設コンサルタント業務)に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ・中国地方整備局管内(又は〇〇県内/〇〇地方生活圏内)に本店(支店又は営業所)を有していること。
- ・平成〇年度以降公示日までに完了した業務のうち、企業及び配置予定主任技術者(管理技術者)において、同種又は類似業務の実績を有すること。(発注機関は問わない)
- ・配置予定主任技術者(管理技術者)における公示日現在の手持ち業務量が、5億円未満かつ10件未満であること。
- ・本業務を履行する上で配慮すべき実施方針の記載が適切であること。

【評価項目】
標準的な業務（総合評価落札方式1：1）と業務チャレンジ型の配点比較

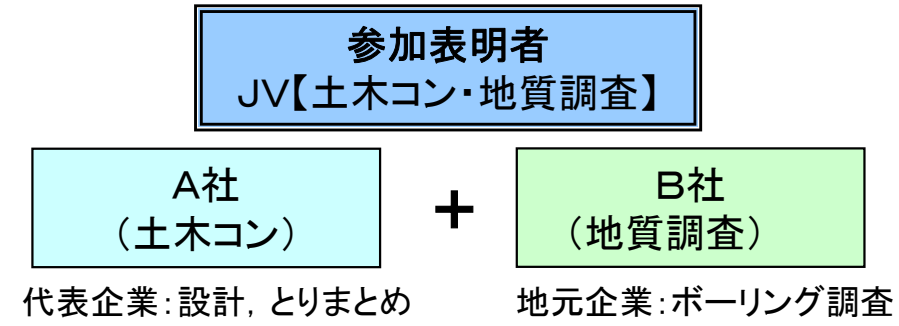
入札段階においては、賃上げ実施表明企業の評価項目を設定
ウェイトは、「合計」に対する配点割合

評 価 項 目			通常の業務（総合評価方式：簡易型）				業務チャレンジ型【Ⅰ型】				業務チャレンジ型【Ⅱ型】			
							（従来型） 予定価格20百万円以上に適用				予定価格20百万円未満に適用			
			（指名段階）		（入札段階）		【土木】・【地質】		【測量】		【土木】・【地質】		【測量】	
標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	
参加表明者の 経験及び能力	資格・実績等	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	5%			3	5%	-	-	5	13%	-	-
		過去10年間の同種又は類似実績	9.5	10%			5.5	9%	8.5	14%	4.5	11%	6.5	16%
		ワーク・ライフ・バランス等推進	0.5	1%			0.5	1%	0.5	1%	0.5	1%	0.5	1%
		過去10年間の災害協定等に基づく活動実績					21	35%	21	35%	2	5%	3	8%
		地域内における本店の有無									8	20%	10	25%
	成績・表彰	過去2年間の業務成績	30	30%										
		過去2年間の業務表彰の有無	5	5%										
	小 計		50	50%	-	-	30	50%	30	50%	20	50%	20	50%
配置予定管理 技術者の経験 及び能力	資格・実績等	技術者資格等	4	4%	4	13%	4	7%	-	-	5	13%	-	-
		過去10年間の当該地域内での同種又は類似実績	9	9%	10	33%	10	17%	14	23%	10	25%	15	38%
		若手技術者の配置の有無	2	2%	1	3%	1	2%	1	2%	2	5%	2	5%
		過去10年間の当該地域内での業務実績					14	23%	14	23%	-	-	-	-
	成績・表彰	過去4年間の業務成績	30	30%	12	40%								
		過去4年間の業務表彰の有無	5	5%	2	7%								
	CPD	CPD取得状況			1	3%	1	2%	1	2%	3	8%	3	8%
	小 計		50	50%	30	100%	30	50%	30	50%	20	50%	20	50%
合 計			100		30		60		60		40		40	
実施方針	実施方針・実施フロー・工程計画・その他				30									
	簡易な実施方針	業務理解度・実施手順					可・不可		可・不可		可・不可		可・不可	
	小 計				30									

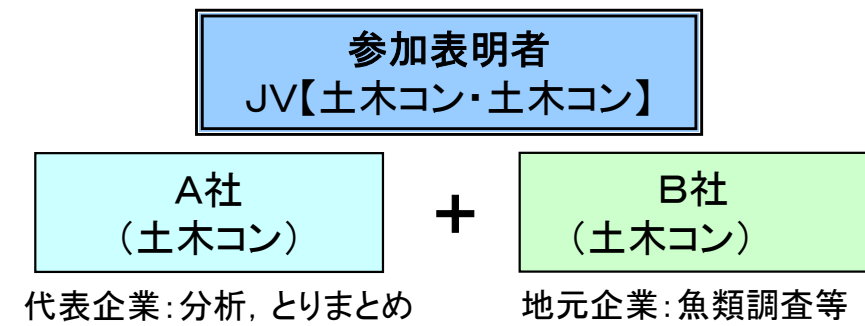
- 地元企業の受注機会を拡大し、実績に繋がる「地元企業参加型JV」を評価する試行業務を令和2年度に導入、令和5年度より特定・入札段階の評価においても加点を行う。
- ◇ 地元企業(県内本店)と設計共同体(JV)を構成した参加表明者の評価において、選定・指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で2点、特定・入札段階で1点を加点する。
- ◇ 地域の守り手である地元企業の受注実績の拡大と技術力向上、育成、有効活用と担い手確保が強く求められており、地元企業でも対応可能な業種を含む業務を対象に地元企業と設計共同体を構成した場合に評価を行う試行業務を導入する。

【地元企業参加型JVの例】

構造物設計と合わせてボーリング調査を実施する業務



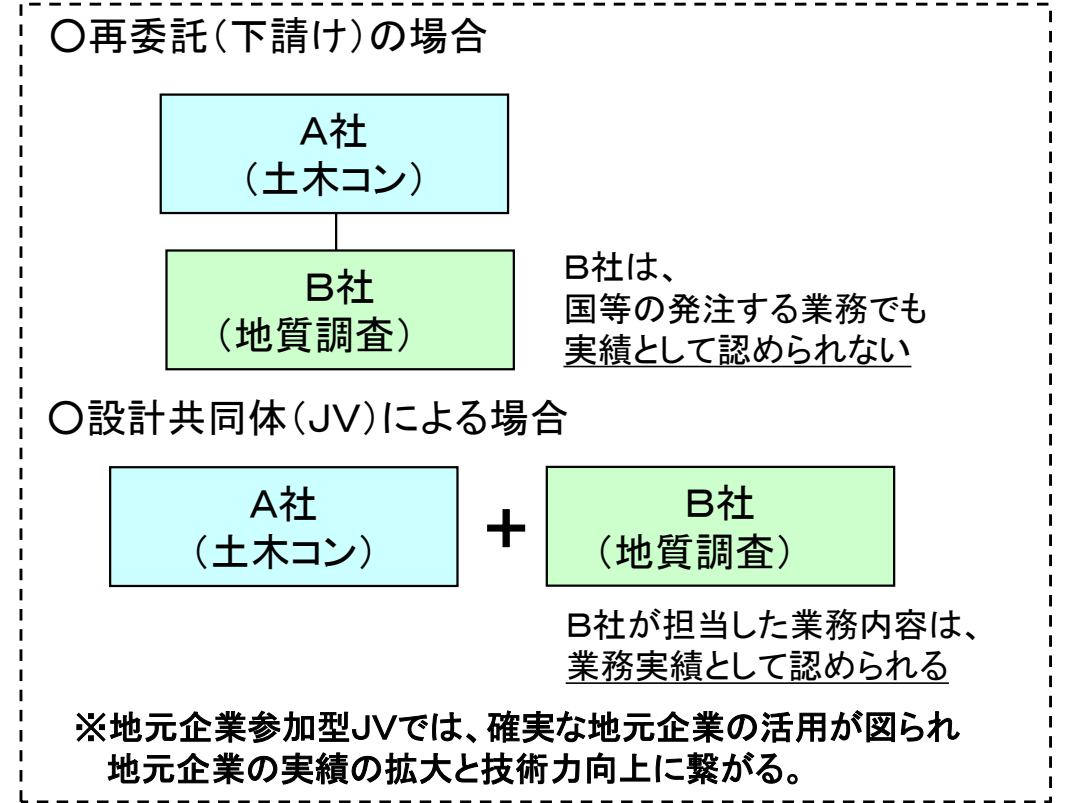
環境調査など多様な現地調査が必要な業務



<評価方法>

地元企業（県内本店）と設計共同体を構成した参加表明者及び担当技術者（地元企業）に加点する。

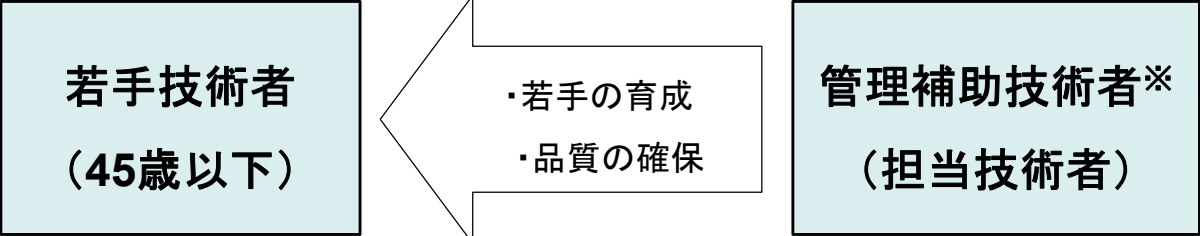
再委託と設計共同体の違い



制度の概要

- 若手技術者育成支援の観点から、予定管理技術者として経験の少ない若手技術者（45歳以下）を配置する場合、管理技術者としての豊富な経験、実績を有する技術者を補助者として配置できる試行を行っている。（平成26年度より試行開始）
 - さらに、令和5年度からは、配置予定管理技術者として40歳以下の若手技術者を配置する場合は、入札手続における指名段階（技術提案書の提出者を指名するための評価）で2点、入札段階で1点の加点評価を行う。
 - 比較的難易度が高く高度な検討を行うプロポーザル方式においては、豊富な経験、実績を有する技術者を管理技術者として配置することが重要であることを鑑み、令和6年度より、総合評価落札方式（標準型、簡易型）による業務を試行対象とする。
- （要件等）
- 管理技術者、管理補助技術者とも管理技術者に必要な資格要件（技術者資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量等）を全て有する者とし、管理補助技術者は担当技術者として配置が必要。
 - 入札手続きにおける技術者の評価は、管理補助技術者を配置する場合には、管理補助技術者で評価する（ただし、40歳以下の若手技術者に対する加点は、配置予定管理技術者で評価する）。
 - 技術提案書のヒアリングは、管理技術者が説明を行い、管理補助技術者は説明・回答の補助が可能。

対象：総合評価落札方式
（標準型、簡易型）



※40歳以下の若手技術者を管理技術者に配置する場合は、加点評価する。（補助者を配置した場合でも、管理技術者が若手技術者であれば加点）

※ 管理補助技術者の配置は任意
「測量」、「地質」は、管理補助技術者を主任補助技術者とする。

例：入札段階における管理技術者の配点

【R6年度から】		プロポーザル方式	総合評価落札方式（簡易型）
評価項目		配点	配点
資格・実績等	技術者資格	3	4
	同種・類似業務実績	7	10
成績・表彰	平均技術者評定点	12	12
	業務表彰	2	2
	CPD取得状況	1	1
計		25	29
若手技術者の配置	45歳以下	－	0
	40歳以下	－	1
合計		25	30

- ◆ 担当技術者を評価する業務において、配置する担当技術者全ての評定点を平均して評価していたため、経験の少ない若手技術者の配置の妨げとなっていた。
- ◆ 若手技術者を担当技術者として配置しやすくするため、平成29年度に担当技術者を評価点上位者の評価に見直し、さらに、平成30年度には、評価対象技術者を明確化するために、入札参加者が提出する担当技術者の記載順上位者で評価することに変更した。

変更前

若手技術者

参加要件	担当技術者 A	担当技術者 B	担当技術者 C	担当技術者 D	...
	・問わない	・問わない	・問わない	・問わない	
総合評価	・資格・実績 ・成績・表彰 (選択項目)	・資格・実績 ・成績・表彰 (選択項目)	・資格・実績 ・成績・表彰 (選択項目)	・資格・実績 ・成績・表彰 (選択項目)	

(平均) (平均) (平均)

- ・ 配置する担当技術者全ての評定点を平均して評価。
- ・ 経験の少ない若手技術者を配置した場合は、評価点が下がる。

変更後

若手技術者

参加要件	担当技術者 A	担当技術者 B
	・問わない	・問わない
総合評価	・資格・実績 ・成績・表彰 (選択項目)	・評価しない

記載順上位の担当技術者のみを評価することにしたことで、経験の少ない若手技術者を担当技術者に配置しやすい。

若手技術者

参加要件	担当技術者 A	担当技術者 B	担当技術者 C	技術者 D	担当技術者 E	...
	・問わない	・問わない	・問わない	ない	ない	
総合評価	・資格・実績 ・成績・表彰 (選択項目)	・資格・実績 ・成績・表彰 (選択項目)	・評価しない	しない	しない	

(平均)

- ・ 業務実施体制において担当技術者が**2名記載**された場合は記載順上位**1名**の評定点を平均して評価。
- ・ 業務実施体制において担当技術者が**3名以上記載**された場合は記載順上位**2名**の評定点を平均して評価。

- ◆ 国土交通省の業務実績がない企業は、企業・技術者の業務成績の加点がなく、落札することが困難である。(企業の受注機会が確保されていない)
- ◆ 一方、地方自治体(県)発注業務においては、良い業務成績の実績を持つ企業もあるため、企業の受注機会の確保を目的に、地方自治体(県)発注業務の業務成績についても評価対象とする。

【評価方法】

- 対象業務:測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務
- 対象発注方式:簡易公募型競争入札方式、総合評価型落札方式(簡易型)
- 評価方法【企業・技術者】

①企業は2年間、技術者は4年間に遡って、国土交通省業務の実績がない場合に、地方自治体(県)発注の業務成績を評価する。

【参考】現行の業務成績の評価基準(入札参加者を定めるための評価基準)

評価対象期間	評価基準
企業:過去2年間 技術者:過去4年間	平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務において、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係除く)発注のテクリスに登録された「主な業務の内容:〇〇業務/業務分野:〇〇部門及び〇〇部門」の平均業務評定点(小数第一位以下切捨)を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 79点~71点 ③ 70点以下 なお、業務成績評定を受けた国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係除く)が発注した業務における「主な業務の内容:〇〇業務/業務分野:〇〇部門及び〇〇部門」の業務実績がない場合には加点しない。

②評価点は、申請時に提出された企業・業務成績点から求められる評価点の1/2とする。

自治体業務成績の評価点例(入札参加者を定めるための評価基準)

評価対象	平均成績点 ※自治体(県)の場合は申請業務の評定点	評価点	自治体(県)発注業務の場合の評価点 (左記評価点の1/2)
・参加表明者 ・配置予定管理技術者	80点以上	30	15
	71~79点	3~27	1.5~13.5
	70点以下	0	0

手持ち業務量の制限

- 基準日(公示日等※)における手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)の総契約金額が5億円未満かつ10件未満(低入札業務が手持ちに含まれる場合は2.5億円未満かつ5件未満)。なお、手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

※公募型・簡易公募型プロポーサル方式及び公募型・簡易公募型競争入札方式は公示日、標準プロポーサル方式は提出要請日、一般競争入札方式は公告日、発注年度前に契約手続きを実施する場合には発注年度の4月1日。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については、以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- 設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
- 算定式簡易表

契約期間	受注形態	手持ち業務量算定方法
単年契約	単体企業	業務金額
	設計共同体	業務金額 × 出資比率
複数年契約	単体企業	業務金額 × 基準日の年度の履行月数 ÷ 総月数
	設計共同体	業務金額 × 基準日の年度の履行月数 ÷ 総月数 × 出資比率

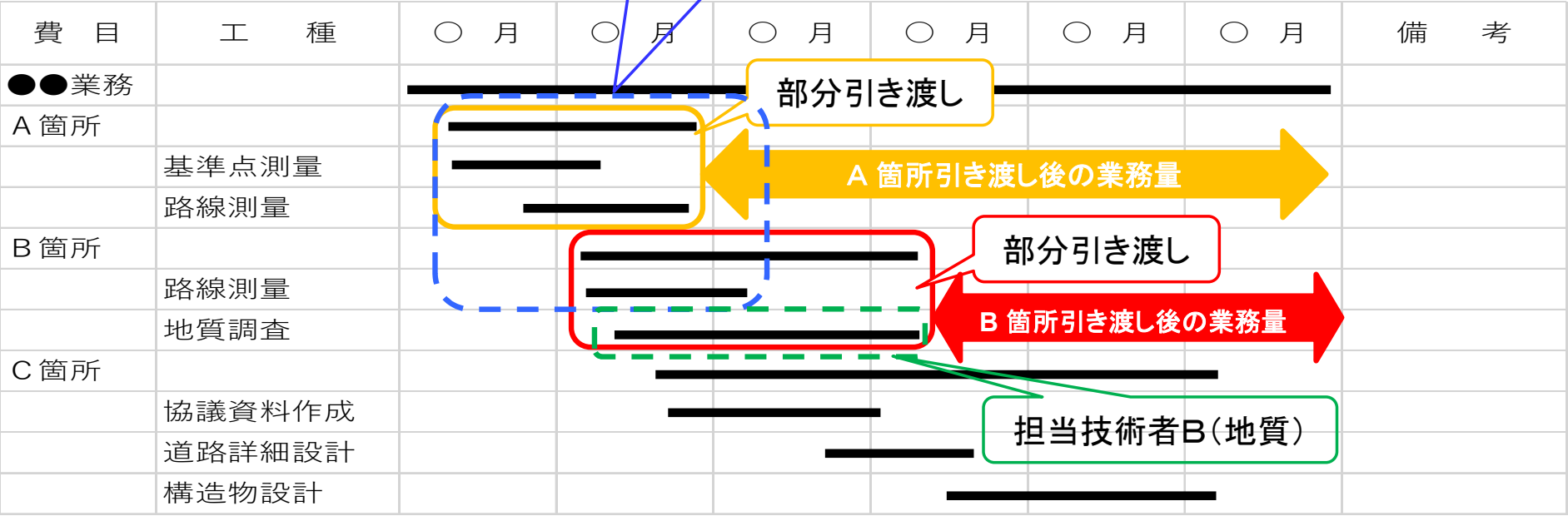
※仮にH30.3～H30.12までの複数年契約の場合、H29d:H30d=1ヶ月:9ヶ月=1:9となります。

留意事項

- 変更により、履行期間または契約金額が変更された場合は、変更後の履行期間と契約金額により評価します。
履行期間中に変更により、制限を超えた場合は、遅滞なく受注者から報告が必要です。(従前から変更無し)
- 増員担当技術者(価格競争の低入札契約)は、上記算出式は適用されない。
- 複数年契約とは、国債はもちろん、単年契約後履行期間を次年度に延長したものも含まれます。
- なお、履行期間中は、本業務を含む手持ち業務量が総契約金額で5億円、件数で10件(低入札業務が手持ちに含まれる場合は2.5億円かつ5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

- 管理技術者の手持ち業務量を部分引渡し後の契約額で評価することで、受注機会の拡大を引き続き推進
- ◇ 業務の平準化により、繰越など年度を跨いだ工期設定が増え、適切な時期での業務委託料の支払いが必要
- ◇ 一業務において複数の異なる業種や箇所が存在する場合等は、土木設計業務等委託契約書第37条、業務請負契約書36条に基づく“部分引渡し”の適正な運用を図る。

部分引き渡しのイメージ



【手持ち業務量について】

- ・業務成果の品質確保として、管理技術者の手持ち業務量を制限している。
- ・管理技術者及び担当技術者として従事している500万円以上の業務が対象
- ・標準では手持ちの契約金額が5億円未満かつ10件未満としている。

- ・ 部分引渡しの適用にあたっては、適切な時期に設計条件等の変更に伴う契約変更を行ったうえで、当該箇所に係る設計成果物の引渡しを受ける。
- ・ 部分引渡し後の管理技術者の手持ち業務量は、「部分引渡しに係る業務委託料」を除く額とする。
部分引渡しに係る業務委託料 = 指定部分（引き渡し部分）に相応する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料)

■ 管理技術者※1及び管理補助技術者(以下、管理技術者等という)の手持ち業務量の制限を一部見直すことで、受注機会の拡大を引き続き推進

- ◇ 補正予算等により、年度末に契約する業務発注が多い中、手持ち業務量の制限のため受注が困難である。
- ◇ 当年度で完了する業務を手持ち業務量の対象外とすることで、受注機会を拡大する。

※1：土木関係建設コンサルタント業務は「管理技術者」、測量業務、地質調査業務の場合は「主任技術者」、補償コンサルタント業務の場合は「主任担当者」。

【手持ち業務量】

- ・業務成果の品質確保として、管理技術者の手持ち業務量を制限している。
- ・管理技術者及び担当技術者として従事している500万円以上の業務が対象。
- ・標準では手持ちの契約金額が5億円未満かつ10件未満としている。

管理技術者等の手持ち業務量の見直し

対象業務：当該年度の3月中に契約する測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務
見直し内容：手持ち業務量の基準日（公示日等※2）とし、手持ち業務の履行期限が当該年度の3月31日以前の業務は手持ち業務量に含まないこととする。

※2：公募型・簡易公募型プロポーサル方式及び公募型・簡易公募型競争入札方式は公示日、標準プロポーサル方式は提出要請日、一般競争入札方式は公告日、発注年度前に契約手続きを実施する場合には発注年度の4月1日。

発注業務	12月	1月	2月	3月	4月	5月
〇〇業務		公示日	発注手続き期間	契約日		

手持ち業務	12月	1月	2月	3月	4月	5月
A業務						
B業務						
C業務						
D業務						
E業務						
F業務						
G業務						
H業務						
I業務						
J業務						

手持ち業務量見直し前：10件
手持ち業務量見直し後：6件

—：手持ち業務量に含まない
—：手持ち業務量

公示日以降に手持ち業務の履行期限が4月以降に延期なった場合でも発注手続における手持ち業務量には含まない。ただし、当該発注業務の履行に係る手持ち業務量には含まれる。

公示日以降に履行期限延期

卷末 参考

【参考】建設系及び測量系CPD制度 一覧表

表－〇 建設系及び測量系CPD制度 一覧表

継続教育学習制度	運営等	推奨・目標 単位数	評価
設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	(公社)空気調和・衛生工学会	50ポイント／年	評価Ⅰ：50ポイント／年、評価Ⅱ：10ポイント／年
建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	12CPD単位／年	評価Ⅰ：12CPD単位／年、評価Ⅱ：3CPD単位／年
建設コンサルタンツ協会CPD制度	(一社)建設コンサルタンツ協会	50CPD単位／年	評価Ⅰ：50CPD単位／年、評価Ⅱ：10CPD単位／年
継続研鑽(CPD)制度	(一社)交通工学研究会	50CPD単位／年	評価Ⅰ：50CPD単位／年、評価Ⅱ：10CPD単位／年
地盤工学会継続教育制度(G-CPD)	(公社)地盤工学会	50CPD単位／年	評価Ⅰ：50CPD単位／年、評価Ⅱ：10CPD単位／年
森林分野CPD制度	(一社)森林・自然環境技術者教育会	20CPD時間／年	評価Ⅰ：20CPD時間／年、評価Ⅱ：4CPD時間／年
水コン協CPD制度	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	50CPD単位／年	評価Ⅰ：50CPD単位／年、評価Ⅱ：10CPD単位／年
設計CPD(継続学習制度)	(一社)全国測量設計業協会連合会	20ポイント／年	評価Ⅰ：20ポイント／年、評価Ⅱ：4ポイント／年
継続学習制度(CPDS)	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット／年	評価Ⅰ：20ユニット／年、評価Ⅱ：4ユニット／年
全建CPD(継続教育)制度	(一社)全日本建設技術協会	25単位／年	評価Ⅰ：25単位／年、評価Ⅱ：5単位／年
継続教育(CPD)	土質・地質技術者生涯学習協議会 事務局：(一社)全国地質調査業協会連合会	50CPD単位／年	評価Ⅰ：50CPD単位／年、評価Ⅱ：10CPD単位／年
土木学会継続教育(CPD)制度	(公社)土木学会	50CPD単位／年	評価Ⅰ：50CPD単位／年、評価Ⅱ：10CPD単位／年
JEAS-CPD制度	(一社)日本環境アセスメント協会	50単位／年	評価Ⅰ：50単位／年、評価Ⅱ：10単位／年
技術士CPD(継続研鑽)制度	(公社)日本技術士会	50CPD時間／年	評価Ⅰ：50CPD時間／年、評価Ⅱ：10CPD時間／年
建築士会CPD制度	(公社)日本建築士会連合会	12単位／年	評価Ⅰ：12単位／年、評価Ⅱ：3単位／年
継続教育(CPD)	(公社)日本コンクリート工学会	-	建設系CPD協議会へのエビデンスのみ(プログラム提供)
造園CPD(継続教育)制度	(公社)日本造園学会	50単位／年	評価Ⅰ：50単位／年、評価Ⅱ：10単位／年
都市計画CPD制度	(公社)日本都市計画学会	50単位／年	評価Ⅰ：50単位／年、評価Ⅱ：10単位／年
農業土木技術者継続教育(CPD)制度	(社)農業農村工学会	50CPD単位／年	評価Ⅰ：50CPD単位／年、評価Ⅱ：10CPD単位／年
測量CPD制度	測量系CPD協議会	20ポイント／年	評価Ⅰ：20ポイント／年、評価Ⅱ：4ポイント／年

※評価する年数は評価基準に応じて適宜修正すること